

# 郷祭の現在

小澤輝見子

Present Situation of the Go Festival

KOZAWA Kimiko

はじめに

- ① ユキカキ祭
  - ② 伝承と実態
  - ③ 連続する祭
- おわりに

## 【論文要旨】

滋賀県東近江市妹町の春日神社のユキカキ祭は、その儀礼から、密接に水利慣行に繋がるとされ、中世期に一つの庄園であった四町で組織される、いわゆる宮座の祭という歴史性にも注目されている。これまで、近江湖東地方における「郷祭」は、用水で繋がる「井郷」によるものとの見解が多くの研究者に提出され、さらに実証されてきたが、土地整理の結果、水利関係が消滅した地域の祭の現在の状況には触れられてこなかった。

当報告では、水利権は祭の儀礼と実際に適応するのか、そして灌漑施設の発達によ

り水という枠組を失った祭は、何を紐帯に結合しているのかを追った。結果、実際の水利権に適応していなかったこの祭は、現在においては「水」という語りさえ消滅していることが理解できた。しかし代わりに中世期の当地の歴史が注目され、様々な変が儀礼に組み込まれ続けている。現在の郷祭は、過去から現在にわたる変革が混じりあった非常に重層的な形となつて連続し、変遷する中、伝承もその時代に必要で的確な「意味」が何度も組み変わっていくのである。

【キーワード】郷祭、宮座、水利権、伝承、語り、歴史意識

## はじめに

鈴鹿山脈を水源とし、琵琶湖へ向かって流れ込んでいる愛知川は、滋賀県下では最大規模の扇状地を展開している。この扇状地は野洲川や姉川の扇状地にくらべて、複雑な構成をなす。段丘化した古期扇状地とその末端以下の新期扇状地と大きく二つに分けられ、さらに東部の鈴鹿山脈のふもとでは崖錐状の小規模な扇状地に覆われている。この形態により、当流域では農業用水取得や配分に地域差が発生し、土地利用や開発の違いも見られ、同時に伝統的な水利慣行も発達していった。しかし、第二次世界大戦後の全国的な圃場整備事業による昭和四四年（一九六九）の永源寺ダムの完成や、水利条件の整備に伴いその習慣も今では殆ど絶えている。

その中で、この湖東地方には過去の水利慣行を体现するものとして、春先に複数の集落で執り行っている祭礼が多く見られる。例として近江八幡市馬淵町周辺の馬見岡神社の祭礼や、東近江市の建部日吉神社の祭礼が挙げられる。同様の事例として注目されているものとして、東近江市妹町にある春日神社の春の大祭「ユキカキ祭」がある。

この春日神社のある妹町周辺は、愛知川上流右岸から東部の鈴鹿山脈の西方にかけて広がっており、段丘を形成している。愛知川中下流沿いに開ける低い沖積平野を土地の人は下の段（シタノダン）、上流から扇状に広がる一〇〜三〇メートルほど高くなる洪積地帯を上段（ウエノダン）と呼ぶ。環境が二分されるこの土地で、当地域の主生業であった農業を支えてきた用水の供給は、古くに開削された鯰江井（ゆい）と呼ばれる用水堰や野井戸、溜池からの送水である。春日神社の氏子圏はこの鯰江井を中心とした以下の四町になる。用水堰の取水口がある曾根町と、下流に続く妹町、中戸町そして鯰江町である。そのためこれまでの民俗誌で

は、この四町によるユキカキ祭は密接に水利慣行につながるとして触れられてきた<sup>(1)</sup>。また、この四町は中世期に鯰江庄があった地域に比定され、元庄園の地域が組織するいわゆる宮座の祭という歴史性も注目されている<sup>(2)</sup>。このような、近代以前に成立した伝統的灌溉用水によって結合した複数集落のことを「井郷（ゆいこう）」と呼び、井郷内や歴史的な結合を持った複数集落内で行われる祭のことはこれまで「郷祭（ごうまつり）」と称されてきた<sup>(3)</sup>。湖東地域における様々な「郷祭」は井郷によって形成されるとの見解が今まで多くの研究者から提出され、実証されてきた<sup>(4)</sup>。そのため近江湖東地域の春の郷祭は、ほぼ水利に関係すると考えられ、イメージされてきたくらいがある。しかし、井郷で執行される祭の様子が水利権に関連するようみえても、果たして本当に全て水に集約されるのかは、はなはだ疑問である。例として橋本章（一九九九）はユキカキ祭の地域の下流で行われている祭を取り上げ、その儀礼内容と水利慣行との「擬似性」を取り上げている<sup>(5)</sup>。また、和田光生（一九九六）は惣を背景とした宮座と郷を背景とした井の祭礼の一致への疑問を提出し、集落間の関係性の再認識のための祭であると述べている<sup>(6)</sup>。米田實（一九九八）は近江八幡の事例より、「祭りが用水利用を統御することは無い<sup>(7)</sup>」とし、村落間の共同と規制を目的とした「梶組」の緊張緩和の為の意図的に配置された「仕掛け」であると分析する。それぞれ事実と事象のズレを研究したものであり、事象のみでなく歴史の変遷や地理的条件、地域の信仰体系も捉えた非常に的確な指摘である。しかしその一方で、実際の水利関係がなくなった今、地域の人々にとつてどのように利用され、伝えられているのかという点についてはほとんど言及されることはないまま、課題として残されてきた<sup>(8)</sup>。これまで、民俗学において歴史性があると目された祭の<sup>(9)</sup>研究では、その歴史の変遷の分析や構成原理に重きが置かれてきた。現在の祭や聞き取りのみを鑑みて過去を語るといふのは非常に危険であることは周知の事実であるが、逆にそれを恐れる余り史料を利用して過

去の民俗を知ることが主眼となり、祭の「現在」という部分は切り離されて考えられてきた。つまりそのために現在どのように語られ、そしてどのような改変を踏まえつつ執行されているのかはあまり対象とされてこなかったといえる。例えば、湖東地方においては戦後直後より幅広く行われた土地改良事業によって農業用水が整備されている。少なくとも一九九〇年代以降にされた先述して来た研究の調査においては完全に水利用による関係性は消滅していることが考えられる。このような状況下では、井郷での祭の変革期である現在を捉えることも必要となってくるのではないかと。米田はこのような郷祭が「もし『積極的に機能』しているように見える、あるいは語られるとすれば、両者がリンクしていることを印象づけようとした先人の意図は、なお十分に生きていくというべきであろう<sup>(10)</sup>」としているが、逆の場合、つまり枠組を失い、語られることのなくなった祭は、何を理由としてどのように執行されているのか。単なる近年の調査による祭の分析ではなく、水という理由を失い今や何を紐帯に結合しているのかという点を鑑みる上で、ダムが完成し水利が整備されて三〇年になろうとし、祭の担い手も実際の水利慣行に携わった経験が少なくなってきた今が転換期となりうるのではないだろうか。

歴史的な視点や変遷、伝播過程から祭を読み解くことも非常に重要であるが、一方でそのような歴史ある祭に現在何が起きているのか、現在の人々はどう受け止めているのかという部分を見るのが、現時点において話されている聞き書きをも資料とする民俗学の一つの手段であると考ええる。

以上この論文では、歴史あるとされる近江湖東の祭は、水の原理に集約されるのかという点にも留意しつつ、土地の地理や実際の水利利用を精密に分析した時に現れる実態と現在見えるもの、聞くことができるものを取り上げ研究する。果たして現在の近江湖東の郷祭はどのように語られ、どのように現地の人びとによって連続しているのか。このような視

点から井郷による郷祭とされる「ユキカキ祭」を分析していく。

また、複数集落による祭は「郷祭」と多くの例において呼ばれるのであるが、郷という意味の曖昧さから、この語はかなり広い意味で使用されている。その整理のためにも、ひとまずここで郷祭とするのは複数集落による共同祭事とする。

## ① ユキカキ祭

### ① 祭祀組織

ユキカキ祭が行われる春日神社は東近江市妹町にある。春日神社の一年度の祭に参加するのは、曾根、妹、中戸、鯉江の四町の春日神社の氏子である。現戸数は、曾根五二戸（二二八人）、妹一二六戸（五三〇人）、中戸四三戸（一九三人）、鯉江七七戸（三三〇人）、平均所帯数が約四、二人である<sup>(11)</sup>。各町はそれぞれ近世期においての村にあたり、近代においては他の数集落も含め西小椋村として一体であった。明治期の戸数は曾根五七戸（二八四人）、妹九一戸（四二〇人）、中戸三五戸（一五三人）、鯉江六九（三〇五人）戸<sup>(12)</sup>、平均所帯数は約四、六人というように、近代以降の人口増減がそれ程急激ではなかった土地である。

ユキカキ祭はこの神社で一年の中で最も参加者の多い祭である。「ユキカキ祭」のほか「春日祭」「春季大祭」とも称され、祭の本日は今でこそ三月第二日曜であるが、一九九八年までは三月二十七日に固定されており、さらに明治四一（一九〇九）年以前は旧暦二月の二の申の日であった。滋賀県教育委員会がまとめた『滋賀県の祭礼行事』（一九九五）には、この祭の調査報告が記載されている<sup>(13)</sup>。内容は、「春日祭りの宮座行事」として現行事例を簡潔に記載したものである。ここでは「雪掻き祭り」という名称も紹介している。この調査書は、無形文化財未指定の祭礼を

中心に、一九九〇年から一九九三年に県調査文化財保護課が調査・編集したものである。

春日神社の一年の祭事は、各集落で決定される氏子総代（集落によっては宮総代と呼称）が中心となって進められる（妹は二名、他は一名ずつの計五名）。その他、区長、副区長（代理区長とも）らが様々な祭事に参加するのであるが、しかしながらユキカキ祭にはまた別の歴史的集団も加わる。

それはユキカキ祭のみ登場する、講とよばれる六つの集団のことである。名称としては、大神社（オオジンジャ）講、弁水（ベンスイ・ベズイ。辨随と書く場合も）講、神部（カンベ。神幣と書く場合も）講、星生（ホツシヨウ・ホシオ。宝生と書く場合も）講、田楽（デンガク）講、新幣（シンペイ）講である。講に参加するのは四町の各家の男性である戸主であり、彼らは講員（コウイン）ともいわれる。四町の各家々での講に属するかが決まっており、転入者が新たに参加すること、あるいは参加していた家が抜けることは、許可される講もあるが、全くどちらも許されない講など、講により違ってくる。

これらの講は、地域に残る文書、天文二四（一五五五）年「弁すい人数書」（「弁水講共有文書・文書①」）より、中世後期には存在していたことが考えられる。

講として祭での役割を簡単に述べると、それぞれの講でトウヤの決定、祭の準備、祭の儀式の参加、そしてその中で特定の儀式をもつシユウシという酒の座を組むことである。このように集団で座をある程度の年齢順序で組むことや氏神の祭祀に関わること、各家の戸主が参加すること、頭役制がみられることなどから、講という名称であるも周辺地域にみられる「宮座」に比定されると考えられる。

以降順に各講について解説していく。

① 大神社講：現在最も少ない五軒。曾根在住である「鯉江（なまずえ）」

姓の決まった家しか入講することができない。いわゆる株座といえる。

② 弁水講：現在約四〇軒。曾根在住の約三〇軒と、妹在住の約一〇軒。分家は入講してもしなくてもよい。転入者が新たに入講することもできる。

③ 神部講：現在最も人数の多い約八〇軒。全て妹在住。転入者も受け入れている。

④ 星生講：現在約二〇軒。弁水講と同様、曾根と妹に跨っている。転入者は特に受け入れない。

⑤ 田楽講：現在約六〇軒。全て鯉江在住。転入者も受け入れる。

⑥ 新幣講：現在約四〇軒。全て中戸在住。転入者も受け入れる。

曾根と妹の間に二講またがっているが、それ以外の四講は現在は地域別に分かれているといつてよい。

祭にはこの六講の講員として各家一人の男性が座に列するが、その中で特に役割が振られる場合がある。先ほど述べた各講のトウニン、そしてコウシ（講仕・講衆等）と呼ばれる昨年のトウニン・来年・再来年のトウニンの予定者という三名の講員がそれに当たる。

トウニンはトウヤとも呼ばれ、講によって選出方法は違うが、殆どが帳面順番と呼ばれる方法である。講が保管する帳面に家の順番が書かれており、その順番どおりにトウニンが決定される。そのため、前々からトウニンになるのは分かっており、コウシとして参加する年も同時に明らかになる。ただ、トウニンになる前年に不幸があった場合、あるいはトウニンの年に不幸があった場合は、次のトウニン予定者にトウニンの役がまわってくる。この不幸の際のきまりは、区長、副区長、氏子総代など、祭に関わる人々全てに当てはまる。

一方、神部講は、籤引き方式でトウニンを選出する。ユキカキ祭の公民館でのシユウシの最中、一家の戸主の名が書かれた箸を四角の木箱に

入れ、区長が振って穴の中から一本だけを取り出す。名が当たったものは再来年のトウニンになることが決定する。当たった名の書かれた箸は木箱に戻されず、別に保管され、講員の名の書いた箸が全て無くなるまで毎年続けられる。無くなれば再び箸を回収して振り出しに戻すのである。この場合も、トウニンになる前年、トウニンの年に不幸事が起これば辞退する<sup>(15)</sup>。

トウニンとなっても特にこの祭以外に役目はないが、講によっては、講を持つ文書群の管理を一年間任される。この文書群は「家が火事になれば何よりこれを持ち出さねばならない」という例え話を聞くことができるほど、重要視されている。この内容も、現在祭で使用する書類・名簿や道具から、中近世の古文書まで幅広い。また、祭当日には、儀礼の中で特徴的に現れる「ユキカキ」と呼ばれる板御幣を、唯一持つことのある祭礼の中心的人物となる。実際の采配など細かい事項は祭典委員長ともいわれる区長が仕切ることとなる。

コウシは、講によってはゴクモチ（御供持ち）ともいわれ、シユウシの際に酒を次ぐ役目を担う。いわばトウニン見習いである。去年のトウニンもコウシに含まれるが彼はお目付け役とされる。また、ゴクモチという名の通り彼らは祭の中で組む行列の際、供物を持つという役割もある<sup>(16)</sup>。

以上の役に当たらずとも、それ以外の名目をもって祭に参加する場合もある。一つは手伝い組、あるいはトウニンの親戚という立場である。手伝い組とは町内組、隣組ともいわれる近隣の相互扶助組織である。通常、ユキカキ祭では自分の所属する講で講員として各町の公民館で祭準備を行うのであるが、他町より居住人口の高い妹町の場合は、所属講員であるなしに関わらず、決められた組の組員が手伝いとして祭に参加する。そのため、所属とは違う講の手伝いをするということも実際非常に多くある。曾根や妹の公民館では最大で三講が祭礼を行うことがあるの

だが、この際に以上のようなことが起こるのである。一方の曾根町では、町内組が祭を手伝うことはなく、全て講員として参加するようになっているので、妹町で行う場合とはその参加者の構造から異なっている。妹ではこの手伝い組の人々が、祭において重要な儀礼であるシユウシの座にも列するのだが、自分の所属する講が別にある人は、所属する講へと移動する。また、その年の手伝い組以外でも、その講の講員であるならば当該の座に加わる。

この手伝い組には女性も参加する。トウニンの家族と共に準備の際の茶や酒、菓子の用意を担当するが、シユウシの座には参加しない。手伝いもあくまで準備のみで、供物の餅搗きやシユウシの際の酒の用意なども手を出さない場合が多い。

また、トウニンの親戚は（一名から三名程度、講の規模にあわせて変化）町内にいる親戚の場合、別の講の講員であってもトウニンの講の手伝いをするところがある。手伝う親戚は「ニワマワリ」（庭回り）ともいわれ、トウニンが独自で手伝いとして依頼するようになっていいる。しかし手伝い組と違うのは祭自体には参加せず、もちろんシユウシの座にも加わることもなく、あくまで手伝いに徹することにある。また、四町外から手伝いに来る血縁者もあり、彼らもシユウシの座に列することはない。

このほか八〇年代頃から始まった子供みこしの参加者である四町内の小学生と子供会の役員（男性）が祭当日に参加する。また祭祀には、春日神社専属の神主や巫女が関わる。この宮司はこの春日神社以外の周辺の神社も管理している。しかしながら、ユキカキ祭の中では準備などには関わらず神事の際や儀式の際にのみ参加することとなる。

## ②行事次第

ユキカキ祭は、春日神社の一年間の祭の中で、最も大掛かりで最も多くの人数が参加する祭である。しかしその参加者とは別に傍観者も近年

とみに増えている。といっても一般観光客が訪れる祭礼ではなく、筆者も含めた民俗学や歴史学の学生や研究者が毎年必ずといってよいほど訪れるのである。特に彼らが興味を引く部分はどこか、そして逆に地域の人々が重要視する儀礼は何か、以下、平成十四～十六年度の調査からこの祭の儀礼内容を詳しく見ていく。

その前に、儀礼などを行う場所について詳しく説明を加えておく。現在祭における作業やシュウシの殆どは各町の公民館で行われている。以前はトウニン宅で準備や様々な作業、シュウシを行っていたが、トウニンの負担の重さを鑑みてやがて公民館で行うようになった。但し、曾根と妹を跨いで講員が存在する弁水講・星生講は少し複雑な形態となる。この二つの講では、その年のトウニンの住所（当地の言葉ではザイシヨ）によって作業を行う場所が曾根か妹に変更される。つまり、弁水講は四年に三度、星生講は二・三年に一度の割合で曾根町にて行う計算となる。またその講員も、居住地区の公民館で祭をしない時は準備に参加しない。ちなみに平成十六年度においては、弁水講は曾根、星生講は妹の公民館で執り行った。

それでは祭の行事次第を見ていく。

#### ・カキユイ作業（祭の一週間前から前々日まで）

祭の準備の一環として、各公民館ではカキユイという作業が行われる。カキユイとは、公民館の座敷に接して作られる入り口状の垣根を作る（結う）作業の事である。この垣根はショウジニワ（精進庭）、あるいはカキ（垣）といわれ、形状は竹と柴で作られた垣根である。町によって高さや大きさなどの形態が多少違うがほぼ似通っている。ただ、中戸公民館で作られる新幣講のショウジニワのみは機能面においても他と異なる（写真1・2）。他の三町では座敷に接してつくり、玄関を通らない座敷への特別な入り口として機能するのに対し、中戸のものは宵宮にて宮司

から渡される幣（ユキカキではない）を置いておく清浄な囲いとして機能する。そのため他の講のショウジニワは砂を撒いておくのみに対し、中戸ではその上にさらに春日神社内の森の苔を三角錐状に敷き詰め、真ん中に先を切った竹を打ち込み、そこに番傘を掲げるようにして括り付ける。そして竹の切り口に幣を乗せることとなるのであるが、昔はここにユキカキと呼ばれる板御幣を安置していたらしいという話も聞くことができる。これらショウジニワは公民館で祭を執り行う前は各トウニン宅に作っていたということから、全国の頭役制のある祭によく見受けられる、いわゆるオハケの形態であることが理解できる。

また、祭日の前々日の夜には各公民館で「当屋清め」が公民館を順番にまわる神主によって行われる。これは公民館や祭に参加する関係者、講員を清めるといった趣旨で行われ、これが終わることにより、公民館に神が宿る準備が整ったといわれる。

#### ・ヨミヤ（宵宮・祭日の前日）

ユキカキ祭の前日はヨミヤ（宵宮）と呼ばれ、様々な準備と儀式が行われる。まず先ほどから何度も登場する、「ユキカキ」と呼ばれる板御幣の奉迎の儀式が春日神社で行われる。このユキカキは現在地域の人々にユキカキの他にも御神体、板御幣、明神さんと呼ばれており、神職の祝詞の中ではミケイタと称されている。板御幣は字のごとく、板に棒が取り付けられ高く掲げられる祭具の一種で、例を出すと隣市である近江八幡市馬淵町の祭礼においては神輿の先導として現れる。この他の湖東の祭礼にも同様の行列や神輿の先導役といった機能を持つてしばしば登場する。しかし愛東のユキカキ祭ではこのユキカキが祭の中心であり、春日の神が降りる祭具として丁重に扱われている。また、このユキカキは六講それぞれに一つ存在し合計六本あるのだが、どれも非常に古く、長く使用されてきたことが一目で分かる。板には古色の絵が描かれ、例

えば大神社講のユキカキは表は鳥居に鹿、その裏には松と鶴の絵が描かれている。どの講のユキカキも似たような形状であるが、新幣講のみ別の色付きとなっている。

ユキカキは祭日以外は春日神社に保管されているため、公民館に迎えるべくヨミヤの朝に奉迎する。正装して集まった区長、氏子総代や講員らのほか、袴と袴、下駄で正装したトウニンが春日神社に集合、神職による神事である「宵宮降神祭」の後各講トウニンに神職によってユキカキが手渡される。そして各講は、ユキカキを持ったトウニンを先頭にそれぞれ公民館まで決められた道筋で帰るのである（写真3）。公民館に到着するとトウニンはユキカキを持った状態では玄関からは決して入らず、先日製作したショウジニワを通って座敷の上座へと入ることが出来る。新幣講においては、ショウジニワを通ることはできない形なので、そのまま公民館へと進む。

座敷の床の間には筵が掛かった棚や厨子が用意され、ユキカキは厨子の前に、棚に立てかけるように据えられる。同じ公民館で、二つ以上の講が儀礼を行う時は並んで立てかけられる。田楽講では、ユキカキのほか、講員の名を連ねた古文書が入った木箱がユキカキと同様に御神体とされ、棚に掲げられている（写真4）。この木箱は特別な封がしてあり、この祭の日年一回のみ開くことが許され、来年、再来年のトウニンの順が改められると、再び封がされて棚に祀られる。ユキカキはその棚にもたれかかるようにして立てられるのであるが、その足元には石臼の上部で固定されており、穴にユキカキの柄の底をはめ込んでずれないようにする、といった工夫がされている。

各町の公民館では、その後ユキカキの飾り付けとモノモリ（物盛）が各講に分かれて行われる。モノモリとはゴクサン（御供さん）と呼ばれる特別な供物を作成する作業のことである。ゴクサンは、小さく切った餅、干柿、栗をそれぞれ竹串に刺し、芝を詰めて刈り込んだ桶に差し込

んだ供物で、どの講も似たようなゴクサンをつくる（写真5・6）。形状はほぼどの講も一緒だが、餅を刺さない講や栗を逆さまに刺す講がある。餅は、現在はトウニン宅、あるいは公民館でもち米を蒸かし餅搗き機によって作り、丸める作業は講員が手で行う。丸める餅の数も講によって違う。この供物は各講員の数だけ作られ、祭が終われば講員全員に下げ渡される。

ユキカキの飾り付けは、幣を取り外し、新たに作って取り付ける（写真7）。幣の作り方には講によって差異があり、前年度の飾りと違えてはいけないことを基本として作業が進められる。また、公民館前やトウニン宅に、竹を二本立たせ、注連縄が張られる。

以上の準備を午前中に終えると、シユウシを始める講がある（写真8）。曾根町の会議所では、午後から大神社講と弁水講によってシユウシが行われる。曾根在住の講員は背広で集合し、まず公民館の縁側に用意された古い陣幕を張る。上座に弁水講である妹在住の講員代表者一名を置き、順に凡その年齢順に座布団無しで着座する。ユキカキを前にずらりと並んだ講員が、儀式に則って黙って上座から汁椀で酒を飲む。これを順に杯を大きくしていき、何献も繰り返す。給仕は、袴を着たニワマワリと呼ばれる手伝い人とコウシである。この時、二講のトウニンはシユウシに全く参加せず横の別室で待機している。一連の儀式を二時間半ほどかけて終え、その後は幕を取り払って無礼講と称し、座を崩して石杯で夕方まで酒を飲む。

また、神部講、星生講のある妹の公民館でも午後からシユウシが行われる。ここの上座はトウニンであり、年配者がその後続く。曾根同様の儀式でコウシらによって給仕される。新幣講ではこのようなシユウシはなく、田楽講では「中日儀式」と称して同様の形態の儀式を行う。

夜には宵宮順拜と称して、神職が順に公民館のユキカキに参る。内容は当屋清めと殆ど変わらない。神事が終わると講員は順次ユキカキに参

る(写真9)。

この夜トウニンは灯の番として会議所に泊りこむ。翌早朝には、コウシ達がトウニンの家に風呂へ入って身を清める「精進風呂」というものがある。

・ホンヒ(本日・祭翌日)

朝、各講で正装した講員とコウシ、トウニンは立祝いのために公民館へ集合、酒を飲む。この頃小学生の子供たちは各地域ごとの神輿を担いで練り歩き、公民館にも立ち寄る。

正午を過ぎると春日神社へのユキカキの奉還のための行列が組まれる。先頭は子供神輿で、ユキカキを持った袴姿のトウニンらが決まった順番で行列する。コウシはゴクサンを担いでトウニンの後に続き、講員たちはさらにその後が続く。この際、伊勢音頭を謡いながら歩く講もある。途中で神主や巫女が待機しているので彼らを先頭に、さらに神社へ向かう。

春日神社の前の「馬場」と呼ばれる丁字型の参道まで向かうと一旦停止して全ての講が揃うのを待つ。神輿はそのまま進んで神社へと入る。講が全て揃えば再び行列を組みなおし、神職や巫女、雅楽奏者の後に決められた順で、ユキカキ、コウシ、講員などが進む。この順は大神社、弁水、神部、田楽、星生、新幣と決まっており、前後することはなく粛々と行列する。鳥居前の太鼓橋と呼ばれる小さな橋を必ず渡って神社に入りそのまま全員が本殿の前へと向かう(写真10)。この後は拜殿で神事が行われるのだが、この間講員は神社で行うシユウシの準備を行う。神社で行う野外のシユウシは境内で行われるのである。各講決まった場所でそれぞれが保管する古い陣幕を張って外から見えないようにし、筵を引いて座を組む。ただし、大神社講のみは境内ではなく拜殿で行うことが出来、陣幕も張らない。また、シユウシのような形態で座を組むこと

も、特別な儀礼も無い。

神事が終わるとトウニンは袴を脱いで袴姿となり、各講の陣幕の中の座に加わってシユウシを始める(写真11)。始めるときには作法があり、最初は大神社から神部へ、神部から弁水へ、弁水から星生へ、星生から田楽へ、田楽から新幣へと、シユウシをはじめの由の申し送りを行う。この挨拶を決まった順に受けて次に送らないことにはシユウシを始めることは出来ない。このシユウシでは昨日公民館で行っていた形態とはほぼ似ているのであるが、ここではサンシユ(三種)の肴と呼ばれる三種類の食べ物が入った重箱が出される。これは各講によって違う献立や味付けがあり、トウニンが用意することになっている。

シユウシでは来年のトウヤへと引き継ぐ儀礼であるトウヤ渡しなどが行われ、二時間ほどで終了する。終了する祭も、大神社から終わる旨の申し送りがある。この後ゴクサンが講員に配られ、解散。これで本日の祭礼は終了する。

・ゴエン(御縁・祭翌日)

翌日には、朝から御宴祭がある。各トウニンと氏子総代、区長が春日神社に参集し、祭を無事終えた旨の神事が行われる。ここでは巫女により各町が用意した釜の湯で湯立神事を行う。ここでは曾根の釜はない。二月のうちに曾根集落内にあった別の神社(天神社〔明治後期に春日神社へ合祀〕)へ向けて湯立て神事を行うためといわれる。元々鯉江も釜を用意しなかったという。終わればトウニンや氏子総代、区長らと神主、巫女らが会食する。

この御宴祭の日は、ゴエンと称し、戦前直後辺りまでは皆休みをとって近くの山や川向こうの八日市へ遊びに行ったという。

以上がユキカキ祭の一連の流れである。



写真1 妹町公民館(神部講・弁水講)のカキ



写真2 中戸町公民館(新幣講)のカキユイの様子



写真3 ユキカキを奉迎し、曾根町内を歩く大神社講一同



写真5 新幣講のゴクサン



写真4 鯉江町公民館に設えられた祭壇



写真6 大神社講のゴクサン



写真7 大神社講のユキカキの飾り付けの様子



写真8 妹町公民館での神部講・弁水講のシュウシ



写真9 妹町公民館の祭壇(神部講・弁水講)へ礼拝する講民



写真10 本日の渡り



写真11 星生講の境内でのシュウシ

### ③ 祭の歴史的背景

この祭の祭祀組織である講は、それぞれが古文書を所有し、今に引き継いでいる。現在は講によって差異はあるが、大抵が祭の日にし、番数（天文年間の年記のある文書を持つ弁水講の場合、平成十六年においては四八〇番）トウニンの名、トウニンによってはトウニンとなった年一年の出来事などを書き記す。そしてその古文書類や祭にかかる決算の書類などを大切にトウニン宅などにおいて一年間保管している。トウニン帳ともいべきこの文書の書き継ぎ・保管の責任はトウニンとなった者の一つの使命である。このような講で保管する文書群の存在が、このユキカキ祭が歴史ある祭であるとする根拠の一つとなっている。以下、地域の歴史の変遷と共に、「弁すい人数書」、文化八（一八一）年の「乍恐以書付奉申上候」（大神社講共有文書・文書②）や明治期の文書を中心にこの祭の変遷の様子をみていく。

#### ・春日神社

まず春日神社の簡単な説明を加えておく。ユキカキ祭が行われる春日神社は曾根、妹、中戸、鯉江四地域の産土神とされ、現在中戸と妹の間に愛知川に向かって鎮座している。しかし大正三（一九一四）年に立て替えられた以前は更に川側に張り出していたといわれる。確かに、現在「馬場」と呼ばれる丁字路がかなり手前にあり、現在鳥居の下にある石が本殿の位置であったとされる。そのさらに以前は、妹町の天台眞盛寺・光明寺と共にあったとも、鯉江にあったとも伝えられる。神社自体の創建ははっきりしたことは不明であるが、『近江愛智郡志』には大同年間とあり、大和国の豪族鯉餌氏が当地に移住した際春日の神を勧請したとしている<sup>(19)</sup>。祭神は天之児屋根命、武甕槌命、斎主神、比賣命、天照大御神、誉田別尊の六神。境内社は天満宮、皇太神社、皇太神宮、早尾神

社、愛宕神社、若宮八幡宮、五郎姫宮、天神社<sup>(20)</sup>。近世の文書には神社は「春日社」祭神は「春日大明神」と表されている。

中世期には神社に神人が存在していたようである<sup>(21)</sup>。近世期においては専属の神主はいなかったようであるが、安永年間の棟札には神主として「猪石衛門」「半右衛門」の兩名が挙がっている。これがいわゆる村神主か専門の神主かは不明である<sup>(22)</sup>。神社の度々の立替の際に残された棟札には「御遷宮導師百済寺南院貞應」（慶長十七年）「遷宮師百済寺学頭龍華院 湛常成應稽首再拜」（安永八年<sup>(23)</sup>）など、同市内の押立山にある天台宗百済寺の僧侶が導師として立ち会っていることが分かる。

明治には村社に格付けされ、明治四〇年代には幾つかの小社を合祀。大正期の立替の際には本殿を高い位置にあげるため、氏子中から石臼を持ち寄り積み上げて基礎としたという。

#### ・中世期

この地域が文書に初出するのは、中世中期である。文永二（一二六五）年の大乘院文書「興福寺人夫召注文」には、維摩会、春日八講、慈恩会等のための公事物を供出する荘園として「鯉江庄」の名がある<sup>(24)</sup>。近江における興福寺の雑事系荘園としての役割を担っていたことが考えられる。その後元応二（二三三〇）年より数年間、鯉江庄が愛知川の対岸にある柿御園と水論により刈田や柿御園の神人殺害などの狼藉を働いたことによる争論が起こっている<sup>(25)</sup>。水に関する争論については後節に譲る。応永年間からは湖東地方の有力守護佐々木六角氏と興福寺、長祿二（一四五八）年より知行した嵯峨臨川寺との争論が頻繁に起こっていた。

#### ・戦国期から近世期

戦国期に入って鯉江庄は六角家臣鯉江氏領地となる（永祿十二（一五六九）年「両中方目録」織田信長領知宛行状<sup>(26)</sup>）。この頃現鯉江（森村

ともいう)に佐々木六角有力家臣、鯉江氏による鯉江城が築かれたと考えられる。城は愛知川右岸の段丘崖上に築かれ、軍事的には八風街道・高野街道を押さえる要衝の地にあった。永祿十一(一五六八)年、織田信長による佐々木六角義治征伐により落城(『信長記』<sup>27</sup>)。鯉江城郭跡は現在においてもごく一部が残っている。現在の鯉江町の集落が当時の城内であったといわれ、大正十四(一九二五)年には「鯉江城址」との石碑も建てられている。

この十三年前、祭礼関係の文書の中では最も古い年代がみえる、先述した文書「弁すい人数書」が弁水講に残っている(文書①参照)。最初の部分は十数番分程を一時に書いたような筆跡であるため、実際に天文年間には作成されたのかは疑わしいが、その内容は非常に示唆的である。番数と人名のみが書かれているが、その名前の横にはその者の在所と思われる地名が書かれており、「そね」の他「イモト」「妹村」、そして曾根の隣村である「菌」「菌村」との記述もあり、現在の弁水講の構成とは異なる様子である。この人名は何年かのサイクルで再び書かれている事が多いことから、現在のトウニンにあたる役を担った者と考えられ、当時、つまり中世後期には組織とトウニンの役割が何らかの形で機能していたことが理解できる。この古文書はトウニン帳として、延々と現在まで書きながれている。

ちなみに「菌」は連続して六名程度で勤めており、寛永七(一六三〇)年までその名をみることができる。菌は現在の園地区と考えられ、曾根の北境に位置する集落であるが、なぜ園が当時関わり、また消えたのかはこれ以上の史料は無く不明である。ただ、曾根には園は曾根の出郷であったという話も伝わることから、当時の曾根と園との関係性を表した一つの貴重な史料といえるだろう。この文書はその古さや現在にも続く内容から今後の詳細な調査が待たれる。

近世に入ると鯉江庄は村として分かれ、曾根村、妹村、中戸村、森村

となる(慶長五(一六〇〇)年に曾根・妹・森村が彦根藩領となる。石高は元禄郷帳には曾根から順に約五一八石、約六五〇石、約二五五石、約八二八石<sup>28</sup>)。慶長十七(一六一二)年には天正元年鯉江城の災禍で焼失した春日神社再建の棟札が『近江愛智郡志』に掲載されている<sup>29</sup>。この棟札の願主には鯉江城主であった鯉江貞景の次男「鯉江秦権右衛門尉貞勝」とあり、鯉江氏の血統が断絶せず、当地周辺にいたことが考えられる。鯉江貞勝はその後蒲生家、浅野家に仕え、浅野家領地安芸国へと移住している。鯉江に残された鯉江家系図には落城後も多くの子孫が全国にあることを示している<sup>30</sup>。現在大神社講として参加する鯉江家はこの内の分家の一部であることが考えられる。元和三(一六一七)年に中戸村も彦根藩領となる。妹村は一部彦根藩領、後は旗本領となる。春日社で祭が行われていた記述が初出するのもこの頃で、「春日明神之祭名主座へ出仕」(大神社講共有文書「指上申手形之事」・文書③)とある。名主座であるために、現在のような講としての祭であったのかどうかは確定できないが、確かに宮座として祭の運営がなされていたことがはっきりとわかる。

このほか、近世前期に中戸村住民が参加していなかったことについて裏付ける資料として、地元にくつか資料が残る。近世後期文化八(二八二)年「乍恐以書付奉申上候」(文書②<sup>31</sup>)には中戸村を廻る祭礼の混乱が妹村曾根村森村の連盟により代官所へ訴え出る仔細が書かれる。この祭礼は「二月」という時期、春日社での祭礼の様子の描写、祭祀組織などからユキカキ祭の近世の姿であることが推察される。文書の内容としては、神事を四ヶ村が一緒に相勤めていたところに、寛永十七(一六四〇)年春日明神境内中戸村により法外の押領があったために、「祭礼規式之義」から中戸村が除かれた経緯が説明されている。その上で慶安五(一六五二)年に中戸住民が神事の席へ罷出て、不法を行ったこと、神事の式礼には古来より中戸以外の五講で勤めていたのに、寛政

三（一七九一）年に大神社講のその年の当番小倉忠太夫（本名鯉江）<sup>32</sup>が中戸村で神事を執り行ったので御検見御奉行に訴えてたという内容なのである。慶安五年の事件は先述した大神社講有文書「指上申手形之事」、寛政三年の事件も大神社講有文書「乍恐以書付御願奉申上候」（文書④）にさらに詳しく掲載されている。つまりところ「式札」を行う講を所有しない中戸が、寛永十七年において祭から省かれ、その後祭に参加しようとは何度も採め事を繰り返して訴えられるに至ったといういきさつのものである。

結果、同年の取替証文（文書⑤）によると奉行所が出した答えは「中戸村之義者同郷ニ候得者、神事式札無之候間、和談之上四ヶ村共同様ニ相渉可申候段被 仰出、郷中不残奉畏候」とある。つまり、これまで春日大明神の祭礼は一七二年間中戸以外の村で構成する祭であったのが、奉行所の仲介により「同郷」の村で行う祭、「郷祭」とするように終着したのである。ここから、春日神社の祭礼から中戸が一度抜けていると言ふ事実、そして再び郷祭として再構成したのは近世後期という事実が、これらの文書から理解できる。またその郷祭としての再成立に、共同体としての結合のみではなく、奉行所の裁許が関わっていたのも注目すべき点であろう。ちなみにこの文書には「御幣之列・座列図」が付け加えられ、それは現在のシユウシ等の位置と違えることは無い。また、この争論に関係して奉行所に提出された文書写の一つに、大神社講による「氏神祭礼」の様子を伺えるものがある（文書⑥）。先述の小倉忠太夫が争論を踏まえて提出した文書ともられ、年番の際には自分所持の屋敷地以外では神事をせぬこと、それが出来ない場合は曾根村在住の李兵衛（大神社講講員）に任せ、講以外の者には祭礼に関わらせない、また入講もさせないと定めたものであるが、文書内に登場する「仮屋」は現在のシユウジニワと考えられ、「御幣」「御供物」「幕」など現在にも見えることのできる祭の要素がみえ、非常に興味深い。これらの用意

は講中以外には手伝わせず神酒も飲ませない、鏡餅や御供を作り、仮屋においては「講中寄合」を拵えることなど、が列記される。争論によって、講の「株座」としてのあり方が再確認、そして規則がさらに固められたのである<sup>33</sup>。また、大神社講が特にその位置を定義付けられていることから、この祭祀組織「講」は大神社講のような鯉江氏由来の血縁集団、鯉江氏の元家臣団で各々構成するような集団であったことが予想される。

さて地元に残る文書のほか、近世期の同時期この祭の状況を知る一つの手がかりとして、「淡海木間撰」（彦根藩により寛政四年（一七九二）刊）<sup>34</sup>がある。ここには「春日大明神」の項目に当時の祭の状況、言い伝えが書かれる。

鯉江郷四ヶ村ノ惣社にて生土神也。四ヶ村ハ、妹村・曾根村・中戸村・森村也。神事ハ、二月初ノ申日也。昔ハ、甚大祭有シト云。当時神事寄合人数ト云アリ。森村二三十人、妹村二三十人、曾根村二三十人、有之。中戸村ニハナシ。件ノ寄合人数集リテ、明年頭人ヲ前年より定置。頭人ノ宅へ幣ヲ迎テ、当日社ニ納メ、神酒ヲ供ル也。昔ハ、小倉村ノ一ノ堂ト云より、小田刈村土ノ宮へ渡リシ由。其比ハ、神輿有シト云伝フ。又、中戸村ニ堂樂堂ト云小字アリ。是、古ノ春日ノ神事ニ付テノ名ノ由。小倉ノ一ノ堂モ是又同様ノ由、土俗云伝ル也。

この当時より「昔」には祭は非常な「大祭」であったこと、そして「神事寄合」には、やはり中戸村住民は含まれなかったことが理解できる。また、登場する「頭人」と「幣」の扱いは今に通じるものを見ることが出来る。昔には神輿も存在し、小倉（東近江市小倉町）から小田刈（東近江市小田刈町）まで神輿が渡御したそうであるが、この儀礼は既に、この頃「云伝フ」ものとなっているのである。

#### ④ 近代から現代へ

近代になると、祭がさらに再編されていく。明治十一（一八七八）年「祭日勤方之事」（大神社講共有文書・文書⑦）には再び祭中での儀式が変更される。祭日の宮入の順序は、今までは「大神社講之儀ハ高位」であったため他講より遅く神社に入ってシユウシを行っていたが、「御一新之折柄ヲ以」他の講と共に神社に入ることを取り決める。この年から「祭典式」が出来、区長や戸長、そして新しく加わる神職が関わってきたこともこの文書からわかる。

またこの頃四集落は他四村と共に西小椋村として成立した。曾根の天神社、鯉江の弁天社などが合祀されることとなり、妹と中戸の共有地も寄進され春日神社は「村社」として格付けされることとなる。

明治の神社政策の一環からか、正装が一時期素襖となる（大神社講共有文書）も、祭礼自体はその後も続けられる。明治三七（一九〇四）年には一週間続く祭が三日間に変更され祭礼の日にちが変更になり、規約が何度も作られて内容が簡潔になっていく（弁水講共有文書・文書⑧）。大正後期、昭和初期には『近江愛智郡志』の調査がなされており当時の祭礼の一端が垣間見える。以下に抜粋する。

（前略）祭禮古来二月二の申なりしが明治三十七年以降三月二十七日に改む。祭禮には大神社（鯉江六戸）と辨水（曾根二十二戸妹九戸）神部（妹二十八戸）田楽（鯉江全部妹五戸）寶生（妹曾根十五戸）新幣（中戸全部）の五神座ありて各座を講と称す。此の五講は祭禮三日前各講當人麻か社を著し帯刀にて板御幣（春日神幣）を各講當人の家に奉迎し祭禮當日迄床上に奉置す。かくて講員集りて新幣を裁ち干柿、勝栗、鏡餅を神供とし祭禮渡御は正午を期し頭人は板御幣を奉持し、神供は花神子頭上に置きて行列行進し祭禮終了後各講は境内に定紋の幕を張り酒宴を催す。之を「しうし」と称す酒三献に肴は牛蒡、数の子、巻鯛、もろこ、鯛の巻のた、鯨汁等を饗す。（後略）

当時、祭は袴に帯刀されて行われていたことや、ゴクサンの内容も餅、柿、勝栗と現在の祭に登場する供物があることが分かる。ただ、シユウシの際のサンシユなどに現在との違いが見られる。これら祭の形以外に注目すべきは、大神社講の取り扱いである。ここでは組織の説明として、大神社のほか五講（神座）といった記述がなされている。また、「此の五講は祭禮三日前（後略）」といった記述から祭を行っているのは大神社以外の五講ともとれる。つまり当時大神社講は共に祭に参加しながらも別格としての扱いを他講から受け、またそのように執行していたことが見える。明治初期においても「大神社講之儀ハ高位」であるところから恐らく近世後期からの状況がこの頃においても明確に規定され、大神社講と他講とは交わらない様子が理解できる。

さて、第二次世界大戦前・戦時中の灯火管制下においても祭自体は中断することは無かったが、時代に合わせて儀礼は簡素化されていく（文書⑨）。

第二次世界大戦が終結し、昭和三〇（一九五五）年角井村と合併、愛東村となる。その後、昭和四六（一九七一）年には、町制が施行され愛東町に、平成十七（二〇〇五）年には近隣市町と合併して、東近江市となっている。

同様に、戦後、祭もさらに様々な変化を遂げていく。戦後すぐそれまであった花神子（行列に参加するトウニンの血縁関係内の娘）が廃止とされ、トウニンの家で行うことになっていった儀式諸々も昭和五十年代には全ての講が公民館で行うこととなっていく。これは、トウニンを出す家に非常な経済的負担がかかるために、勤めを断りたいと申し出る家もあつたことから公民館で平等に行うようになっていったと言う。それまで、シユウシでは三種のほかに豆腐汁や魚が出されていた講もあつたが、いずれも簡素化で徐々に廃止になった。

この頃の祭礼の状況について、特に詳しいのが『鈴鹿山地とその周縁地域』の「妹の春日祭」〔宮畑巳年生〕<sup>(35)</sup>である。ここに紹介される内容は付属された写真に掲載された年代から一九六四年から一九六六年に調査されたとみられる。当時は、当屋の家でカキユイ・シヨウジニワが作られていたことなどが紹介されている。

その後、田楽講では妹に居住する講員を神部講員とするなど講員の移動が行われた。平成九（一九九七）年には勤め人が参加できにくい為、祭日が三月二七日から三月の第二日曜へと変更になる。少し早まったのは、永源寺ダムの完成（昭和四十八年送水開始、五七年完工）により、送水量の関係によって作付方式が変更となったためである。それまで早稲は五月に、普通の稲は六月に行われていた稲の移植が、祭の行われる三月から四月後半にかけて行われるようになり、農作業と祭とが重なってしまふこととなった。<sup>(36)</sup>そのため、以前より早めに祭をすることとなったという。

また、鯉江の弁水講は以前妹の居住者を含んでいたことは先述したが、現在は鯉江居住者のみで組織されている。戦後しばらくして妹の田楽講員は神部講へ転講したのであるが、この再構成にも様々な事情がある。妹の田楽講員は、鯉江からの分家なども含んではいたものの、祭の度に鯉江に向かうのは少々重荷であったといわれ、戦後行われた選挙運動をきっかけに田楽講の妹居住者の位置が非常に不安定となったため、今後問題を起こさない為にと神部講への転講が決まった。生活空間と祭事を行う歴史的集団とのズレが、選挙という事態により発露し、そのズレを補正する為再構築されたのである。それまでは特に問題なく滞りなく祭が行われていた様子から、戦後以降になって生活空間での関係性が歴史的集団より重視されるようになったという、集団としての講の転換期であったといえよう。

## ② 伝承と実態

### ① 祭の中での伝承

以上をみると、近江湖東地方に多い春先の郷祭の要素が非常に散りばめられた祭であることがわかる。その要素とは例えば、中世荘園域での祭、座・板御幣・シユウシ・特別な供物の存在、袴という正装、座間での順位付けなどである。この近辺の郷祭は往々にして中世から近世の水利用の関係性が有ることが多くの研究者によって明らかにされてきている。有名なのは萩原龍夫による「典型的な宮座」という論考であるが、ここで彼は近江八幡市馬淵周辺三ヶ村で執行する宮座による春祭を取り上げ、四分二分という論理に基づいて行われる祭の様子から、その論理は三ヶ村間の水の分配率であることを示した。<sup>(37)</sup>春先に水利権の順位を明らかにすることで揉め事を避け融和を計る意味合いがあるというのである。

この祭も、同様に水利関係の祭と考えれば読み解くことは出来る。一つには「ユキカキ」という名称は「井」掻き、つまりこの近辺に多く見受けられる井と呼ばれる用水路を掻いて整備する、といった意味合いが込められているとも考えられるのである。また、本日においての宮人の順にしても、四町の上流に位置する曾根の講の大部分が上位に位置している。春日神社はこの地域を灌漑する鯉江井（ナマズエユ・新郷井ともいう）の流れの前に位置する。現在のユキカキ祭をみるのみならば、まさに「水利祭」であろう。この祭について調査した宮畑巳年生も「その（宮入の）順序は愛知川の用水権と密接な関係があるという」と報告している。また馬淵の春祭でも、ユキカキの形状に似た「オハケ」なる祭具が神輿の先導をし、本殿で打ち振られる。シユウシにしても、地上に幕を

張つて宮座ごとに行うといった様子も形状も非常に似通っており、馬淵の春祭の構造が水利関係に関することからユキカキ祭でもそのような論理が働いているようにも考えられる。

では実際に今現在聞くことの出来るこの祭についての話の中に、そのようなことは立ち現れているのだろうか。以下、簡単にそれを見ていく。

- ① ユキカキ祭の名称：この時期に雪が降ることがあり、板御幣で雪かきをして行列をした。それで板御幣をユキカキと呼び、祭の名称もそのようになる
- ② シュウシの形態：幕を張つて行われるこの祭のシュウシは、戦陣を表している。戦国期のこの地域での戦の様子を表わしている。
- ③ ゴクサン（供物）について：戦の非常食。腹持ちのよい餅、保存利く干柿、勝ちと云う意味を込めた栗。竹串で相手と戦う。
- ④ 講について：大神社講は昔から威張っている。新幣講は比較的新しい講である。

まず、最もよく聞けたのは戦国期の戦を模したという話である。各講が所持する古い幔幕は全て麻製ではあるが各講によつて意匠や紋が違う。所々穴があいている部分を、これは鉄砲を入れる為のものであるという。また、シュウシの最中は戦の作戦を立てているため、元々講員以外の中には入つてはいけないといわれている。

また、板御幣をユキカキと呼称することについては、実際板御幣で雪かきをした人はおらず、ただ雪かきの道具と形状が似ているためと説明されることもある。

シュウシ以外にもゴクサンの意味にも戦が関連付けられている。田楽講では他講とは違い栗を逆さに竹串に刺すのであるが、これは「栗田」という集落と争いをした際に勝利し、それを表象するために栗を逆さに

したといわれており、戦国期とは関連なくとも、やはり「戦」に関わつてきているのが興味深い。別の話では戦国期鯉江城を落とすためにやってきた信長軍を手引きしたとされる一族が繁栄しないようにと、逆さに刺すともいわれる。この話は、鯉江に伝わる「いのり」<sup>(39)</sup>という行事のいわれに非常に似通っている為、ほぼ同時期に行われる行事の意味とこの供物の意味合いが習合したものとも考えられる。ちなみに、このゴクサンは本殿に置かれて奉納されるのであるが、明治初期における神饌統一（明治五年から八年の神祇省による神社祭祀制定）で現れたと考えられる神饌（神酒、餅、魚、スルメ、果物、野菜、芋、菓子類）も別に氏子総代側が用意してある。しかし、ゴクサンとは違いこれは講員に下賜されるわけではない。

また、講同士の関係性についても様々な話を聞くことが出来る。講員が自分の講、あるいは他の講のいわれの話や評する話もあり、そこでは立場によつて少しづつ位置づけも違つてきており、何より語られるのは大神社講の優位性である。シュウシの位置が他講のように境内ではなく拝殿上であること、宮入の際先頭であることなどのほか、宮入前に馬場に集合する際は大神社講を待つ格好になつていたという話も聞ける。これを語るのには大神社講以外の者が殆どであり、語りは必ず「昔は」と始まる。逆に大神社講講員はその優位をごく控えめにそして客観的に語る事が多く、ユキカキが派手であることや、今では分からない何らかの権利を有していたのでは、との話を伺うことができる。

しかし、多くの講員の方に、あえて筆者から、宮入の順やシュウシの場所のような順位付けは水利権、あるいは何らかの権利関係によるものかと問うと、「そうではない」との答えがはつきりと返ってきた。その後も同様の質問を繰り返したが、水利権がこの祭に関係しているという話は全くといっていいほど無かつたのである。

これらは祭を分析するキーワードとしていくつかの視点を示してい

る。まず、六〇年代に宮畑が採集した水利の話や、湖東の春祭との近似性などから考えられる調査者や研究者が考える祭の意味である「水利の関係」がある。もう一つは現地の人々による視点から語られる、「水」とは全く関係の無い「戦国期の戦いの模倣」の話である。この対峙は一つの祭においての二通りの捉え方と考えることが出来るが、実際はどうなのであるか。まず、果たしてこれまでの研究史において一つの論点であった祭と水は一致するののかという事項においてこの祭を検証する。

## ② 農業用水と祭

湖東の春祭は、往々にして水利の権利が絡むことが多いとされる。それというの、四町のある湖東平野は琵琶湖の水は全く利用できない内陸部にあり、鈴鹿山脈から流れる河川からの分水に用水を頼るしかない状況であったためである。それにより土木技術が発達、そして水利慣行も成立していったとされる。このような灌漑用水を中心に水利慣行などを成立させた多集落の結合体を「井郷」と呼ぶ。井とは湯とも書くことがあり湧水を示す場合もあるが、ここでは井堰自体のことであり、井堰を中心に構成する水利共同体を井郷とする。井郷内で行われる祭礼は、農作業が始まる春の時期に水利権を明らかにするという至極合理的な祭礼と考えられる。

ユキカキ祭を行う四町は愛知川に沿うようにしてあり、鯉江井（なまぐさゆ・新郷井ともいう）という井堰を利用する地域でもある。ユキカキ祭も、春先にこのような順位付けを明らかにした儀礼を行うことから、水利用に関係した祭と考えられてきた節がある。その例として、祭を調査した宮畑はユキカキ祭の紹介の中でホンビの宮入の順序に言及し「その順序は愛知川の用水権と密接な関係があるという」と報告している<sup>(40)</sup>。果たして本当にそうであるのか、当地の水利用、灌漑状況の分析から以下検証する。

## ・鯉江井の歴史

ユキカキ祭を行う四町にはいくつか共通点がある。中世において鯉江庄であったこと、そして古くからの灌漑システムを共有していることである。その灌漑システムとは、先にも述べたとおり湖東地方によくみることの出来る井堰、鯉江井である。愛知川上流に完成した永源寺ダムや土地改良事業により、現在鯉江井は以前とは一部位位置を変え、農業用水の落ち水を受け止める河川として残されているが、以前は多くの田を灌漑する井堰であった。明治期にのこる村絵図から鯉江井の経路を追うと、曾根の字井之口における井口（ゆくち）から愛知川から直接取水し（取水の構造は自然取入）、曾根町の集落を通って妹、春日神社の前を流れさらに中戸、鯉江、そして鯉江の隣にある上岸本の田を灌漑していた。その後は上岸本に井口のある愛知井に連結され、残水を愛知井に流している。ちなみに鯉江井の別名新郷井はこの連結された部分を呼ぶ場合もある。鯉江井の開削年代は不明であり、伝承では八世紀といわれているが、そこまで遡らずともかなり古くから存在した井堰であるようである。参考として下流の愛知井の場合は地形調査により開削が古代になされたとの見解がある<sup>(41)</sup>。それでは鯉江井の共同体としてどのような動きがこれまでもあったのか歴史資料や聞き取りから明らかにしていく。

弁水講共有文書「黒谷溜由来記」には近世後期における水争いの様子が書かれる（文書⑩）。その内容は、文政六（一八二三）年六月、日照りによる前年からの不作により、愛知川北岸の青山井、鯉江井、愛知井の用水掛かりの村々が結託し「壺万三千斗」の人数が集合、川向の高井の石垣を壊して「高井切」を行ったというものである。高井が壊された理由は、三つの井より愛知川上流で水を取っていたためと考えられ、井切を行うことで残水が愛知川へ流れて、川下の三つの井に水が入ることを目測したためであると思われる。文書にはその後の夏にはこのような

水争いによる井切を忌避する為、代官主導で上流の小倉村で新しい溜池が作られたと結ばれている。この文書がいつ書かれたかは不明であるが、このような争いの事態は「前代未聞事也」と書かれ、文政年間前後には、鯉江井周辺でこのような激しい井切は横行していなかったことがわかる。

ここでは、近世後期において井間と同じ岸同士で結託して対処した様子が読み取れる。また、水を廻って敵対する相手は対岸の井であり、愛知川を挟んだ水争いが行われていることがわかる。

ちなみに中世にも、対岸同士で愛知川の取水をめぐる事件がある。十四世紀初頭の徳治二(一三〇七)年、柿御園と小脇郷(現東近江市)のための新井堰が鯉江庄の対岸に作られ、それに反対した鯉江庄庄民が小脇郷の地頭に捕縛されたことから端を発し、終には春日神木が動座する騒ぎとなっている。結局は院庁の決定により新井口は棄却されることとなったがさらに決定をめぐって争いがおき鯉江庄では柿御園惣追捕使により春日社神人が殺害され、荊田狼藉の被害も蒙った。<sup>(43)</sup>ここでいう新井口は現在の筏川(駒井)の原型と考えられるが、この井口が対岸の鯉江庄の水利用を阻んだということは十四世紀既に鯉江庄内で共同利用する井の原型があったということである。これが鯉江井かどうかは不明であるが、当時から井内部と言うより対岸との大きな水争いがあったことがわかる。鯉江庄と柿御園とはこの時の決着がつかなかったのか、この五十年ほど後応安五(一三七二)年にも再び水争いが起こっている。<sup>(44)</sup>

近い頃には明治期において対岸との争いがある。鯉江井の井口が壊れた際、鯉江井郷が愛知井郷との協力により大きな井口を設置したことが対岸と揉め事となり、裁判にまで持ち込まれたと言う話がある。文書や記録などが無い為、正確なところは不明であるが、鯉江側は初審では敗訴、再審では勝訴したという。<sup>(45)</sup>

これらの事例からは、文政期同様川近くの井郷では井郷同士が結合し

て事に当たる様子がみえる。では水をめぐる慣行面からはどうであるか分析する。

#### ・水利慣行

水利慣行とは、水の分配の権利をめぐる「古田優先」「上流優位」などの不文律を元にした慣行のことをさす。田地は一時ではなく徐々に開発されていくものであり、それに応じて用水も確保されていく。その後新規に開発された田は、先にあった田の用水の余水の余水を使うこととなり、その間で様々な契約が結ばれることとなる。これが「古田優先」の成立であるが、やがて上流の地域と下流の地域とが契約を結ぶようになると、それは「上流優位」が成立したこととなる。井郷内ではこの「上流優位」と井の取り口を持つ「徳水」地域が非常に幅を利かせることとなる。<sup>(46)</sup>現在はダムからの送水は慣行なしに行われて、分水の基地は決められた責任者が管理するようになっていく。しかし以前においては水利慣行の原則は鯉江井も例外ではなく、ダムが完成する以前には様々な慣行があった。しかしそれは井郷内に収まるものではなく、むしろ井郷外との関係性の現れであった。

ここからは、聞き取りから分析した内容である。春先に愛知川から用水を引き込むことから鯉江井の一年は始まるのであるが、この引きこみを初井立といい、人夫を出す割合は、妹が最も多く六、中戸は少なくとも二、鯉江と上岸本は三であった。<sup>(47)</sup>井頭(井郷をまとめる集落)でもあたる妹が多く出すのはその分水も多くとっているためで、曾根が参加していないのは井口のある「徳水」地域であるためである。井に掛かる費用もこの割合であり、毎年灌漑する土地の地価から正確な費用を割り出したという。年末に行くこのような井水の精算のことを「井水割」といい、曾根以外の四集落が寄って区長の家で行った。また、井立や井普請などの後は現場で全員が揃って直会をしていた。水利慣行ともいってもこの

五集落内では非常に合理的な関係性が築かれていることがわかる。鯉江井は下流の他の井に比べると構成する集落数が多くなく、内陸部へと伸びず、愛知井の井口近くへ流れ込むといった形状をしており、内陸部へ伸びる井にありがちな水争いも少なかったため、水量の加減で費用を分けるといった「上流優位」といった水利慣行にあまり寄りかからない整然とした関係性が成立したと考えられる。これは水量の安定期の話であり、もちろん旱魃の際には井切や水落としなどがあったそうである。しかし、別の井との関係で見ると以下のようになる。

『愛知川水利史』に掲載されている愛知井の項目を抜き出してみる。「一月に上郷にあたる上岸本、鯉江、中戸、妹、曾根の五部落に年始に伺い、(中略)四月には春振舞いと称し、上井郷の役員を井口の現場で招待し、(中略)七月には上流の井郷に対し土用見舞いを行い、八月には中元見舞いといって酒肴料を持参した。さらに八月には夏振舞いと称し、妹の会議所で上郷の方々を招待した。また鯉江井の川浚いには愛知井郷から出役し、鯉江井の初井(筆者注:井立のこと)のときには小田刈・長(おさ)の両区長が井口で鯉江井(上郷)役員を接待した」「水下げ」ということがあった。上郷の田の水尻を全部切り、その水先と共に上郷の役員が紋付羽織で下郷に下る。その役員を小田刈の某家で接待したという。<sup>(48)</sup>

鯉江井は、余水を提供することになる愛知井からの接待が非常に多い。広域に灌漑する愛知井の、水利用に対する切実さがそれだけあることもわかるが、鯉江井内の慣行が合理的であるのに対し、鯉江井と愛知井との慣行はまさに「上流優位」の原則にあることがわかる。

つまり、鯉江井は一つの共同体として結託された対外的な井郷として存在し、厳密な水利慣行は井内よりむしろ井外間で行っていたのである。歴史的な経過の中でも、対岸と争う際に同岸の井同士で結託をしていることから、同じ水を反復利用する井郷らは敵対する必要は無くむしろ協力し合い、厳密な慣行の中での関係性をはぐくんできたのであろう。

鯉江井が、慣行面からも比較的安定した合理的な井であったことは理解できたが、内部はどのような状況下で水を利用していったのか。次に、井郷内部のハード面の様相からみていく。

#### ・上の段と下の段

現在において愛東町の当地域での生業は兼業での稲作と畑作が半分を占める。二〇〇〇年農林業センサスによると、全戸数の半分以上の五八・二%が農家である。また、茶や果樹栽培も盛んであるが、これらの水利利用を現在支えているのは鯉江井ではなく集落の脇を流れる愛知川の上流、永源寺ダムである。永源寺ダムは愛東町の東に位置する永源寺町に設置され、昭和四八(一九七三)年に送水開始、工事が完了したのが昭和五七(一九八二)年であり愛知川流域の農業を支えている。また、昭和三八(一九六三)年以降中戸と鯉江の間にある名神高速道路設置による圃場整備等から始まる土地改良事業が進んでおり、現在の姿からは鯉江井を中心とした井郷内部の詳細な姿は見えない。

しかし大正十(一九二二)年の『農業水利及土地計画書』(以下『計画書』)に、当時の近江における水利利用が詳細に記されていることから、ここから分析を試みる。この計画書は大正八年以降の開墾計画のため実施された基礎調査の報告書であり、字単位、井単位で当時の灌漑状況を見るうえでは、非常に判りやすいものとなっている。ちなみに、照らし合わせる上での参考として、近代期の現地の生業については、明治十(一八八七)年頃の調査による『滋賀縣物産誌』<sup>(30)</sup>によると、四町合わせで二五二戸中二三七戸、つまり九四%が農家である。

まず、四町付近の地形として、愛知川沿いは扇状地と低位段丘に分かれており、それは今現在でも生活空間を分ける民俗語彙ともなっており、扇状地部分は「下の段(シタノダン)」、低位段丘部分は「上の段(ウエノダン)」と呼ばれている。下の段と上の段の高低差は大きく妹では十

メートル差となっている<sup>(51)</sup>。この高低差は今でも歴然と残るが、しかし現在ではその景観は余り変わらずともに宅地と田地が広がる。

『計画書』をみると現在の景観とは全く異にした様子が浮かび上がってくる<sup>(52)</sup>。土地改良以前の地質は上の段と下の段で違いがあり、『計画書』には下の段は「砂質壤土あるいは礫質砂土」、上の段は「粘土あるいは腐植質壤土」とある。この違いは明治期の村絵図を見てもよくわかる。川近くでは川成の田が見える。つまり下の段は川砂に近い地質であったに違いない。田んぼや畑、そして林が混在している上の段は腐植土であるのである。『計画書』にも曾根の畑の項に「断崖上の高地に山林と相連り集団しその他は散在するも僅少<sup>(53)</sup>」とある通りである。このような段差や地形の差異のため、鯰江井は四集落の全地域を灌漑していたわけではなく、この下の段のみ灌漑を行っていたのである。

また、四地域と鯰江の北西にある上岸本の全水利用を俯瞰していると鯰江井がこの地域全ての用水を補ってはいなかったことが分かる。割合にしてみると四〇%ほどが鯰江井を利用しているが、各集落の耕地の半分以上は別の方法で用水を入手しているのである。これは偏に上の段下の段という地形や地質上の事実からこのような状況になっていると考えられる。次に上の段下の段別々にその利用を考える。

『調査書』によると灌漑地合計六七六反の鯰江井を利用していたのは曾根（九町）、妹（二一・六町）、中戸（七町）、鯰江（十八町）の四集落と、鯰江の西にある上岸本（十二町）である。しかし下の段においても全ての耕作地が鯰江井によって灌漑されていたわけではなく、鯰江井の徳水地域（井の取り口が地区内にあるため、優先的に水を取ることができ、井の維持費用や人足も出さなくてもよい地域）に当たる曾根は青山井（十三町）、最も下流の上岸本は徳水地域（十八町）である愛知井も利用しており、この両者は鯰江井より別の水系を主として使っていた。また、下の段の地質が砂質壤土で水捌けがよすぎるためか野井戸（愛知

川流域では、農業用水のための井戸のことを野井戸と称する）や溜池等は無く、井水のみ用水に使用していたこともわかる。

しかし、『調査書』によると、この地域の耕作地は下の段より上の段のほうが多いのである。下の段の灌漑が井であるならば、では上の段の灌漑は何によってなされていたのか。これは集落によって異なっている。まず、曾根の場合は園にある郷溜（元禄三（一六九〇）年にはあったとされている）が殆どを占め、野井戸で補っている。妹は野井戸が殆どであり、天水も利用していたという。また、中戸では集落内に造られた奥ノ山池からの灌漑、鯰江は枯川という湧水による河川から水を引き、補助として野井戸、そして備前溜という溜池を利用している。一方上岸本の上の段には畑しかなく、その用水は野井戸のほか天水で賄っていた。ここから見てみると、当時下の段より上の段のほうが用水状況が緊迫していることがわかる。下の段は地質上の無理があったとしても井以外に用水となるものがないのだが、上の段は野井戸、溜、河川そして天水、冬季は粘土質の地質を利用して湛水田とするなど多くの用水を利用してゐる。このことは偏に上の段が用水に比較的困窮していた事態を示すものであろう。

また、愛知川には伏流水が多く枯川のような湧水も少なくない。同時に野井戸も深くなくともすぐ水が出たという。ここで問題となるのは水量ではなく水の温度で、湧水や井戸水は冷たい為に直接取水には向かず、一旦貯めておくための溜池などが必要であった。そのためもあり上の段は溜池が普及したと考えられる。また、記録には無いが下の段でも掘ればすぐ水が出たという話は今でも聞くことができる。

しかし水に関する問題は、早魃だけではなく水害もある。昭和元年から三十年までの統計として、愛知川氾濫回数には五回で、その内、地域（曾根）の堤防が決壊したのは昭和十三年夏の一回である。この地域の決壊数は少ないものの川向いの為、早魃に苦しむ内陸部とは違いむしろ洪水

が脅威であった可能性が高い。妹では元々川岸にあった集落が、度重なる洪水により上の段まで移住したという話も今に残っており、確かに明治初期の地籍図を見ても川成の田が非常に多いことがわかる<sup>(54)</sup>。

一方『計画書』がまとめられた後、特に上の段の森林地が『計画書』に沿って広く開墾され始めた。しかし、第二次世界大戦中には湖東各地の森林伐採によって伏流水が枯渇し始め、戦中には田地量に対し水量の枯渇が始まった。戦後も、国策であった「国土総合開発法」の制定（昭和五年施行<sup>(55)</sup>）による開田計画がきっかけとなり、更なる上の段の土地の開墾増反が始まった。開田の場合供出米を三年間免除という特例があったためでもあった<sup>(56)</sup>。田地増加によるさらなる水源確保には、野井戸では水が出なくなり多くの地域にポンプによる深井戸が広まったという。結果、伏流水が殆ど無くなり慢性的な水不足へと繋がったのである。そのような過程を経て、戦中から計画のあったダム開発が現実のものとなった。

つまり、慢性的な水不足は昭和前期の無理な開発の直後のみであり、それ以前は度々の旱魃、洪水に襲われながらも、上の段、下の段別々に田に適応したある程度安定した供給がなされていたようである。

#### ・祭と水利用

ここで、祭の中の水利権の表象がユキカキ祭の地域の用水状況にあたるかということを考えてみる。まず、祭を行うのが井郷であるかという大前提の部分であるが、少なくとも祭は史料に残っている名前からも曾根、妹、中戸、鯉江のみが参加する（弁水講には近世前期園の存在が認められる）。井郷の末端であり、鯉江井全体の五分の一は利用しているはずの上岸本は参加していない。上岸本は徳水である愛知井灌漑地域とではなく中岸本のみとユキカキ祭に類似した祭をまた別に執り行っているのである。

その上、建部祭や馬淵の祭を行う地域のような内陸部でもないため、鯉江井の余水を愛知井に提供するほど潤沢にあり、鯉江井内で水の分配に揉めたといった古文書は井郷内ではまだ見つからない。水利慣行も合理的なものである。また、下の段より耕作地の多い上の段の用水は、各町で完結しているため祭とは全く関係が無い<sup>(57)</sup>。下の段でも旱魃よりも洪水の方が田地の危機であったと考えられる。

また、儀礼面で考えていく。先述した宮畑の報告によると、ホンビの各講ごとの行列の順が水利権に相当するという<sup>(58)</sup>。その順とは、大神社講、弁水講、神部講、田楽講、星生講、新幣講といった形である。簡単に講員の居住地をその順に並べると、曾根、曾根妹、妹、鯉江（元々は妹も）、曾根妹、中戸となる。先ほど見た講の歴史で、大神社講は「上位」のため元々別に宮入りしていた上、新幣講も一旦外れてまた加わった経緯のために最下位と考えられる。後の四講も講員の居住地が統一されていたという話もないため特に「上流優位」「古田優先」の原則が働いているとは考えにくい。なにより、講の成り立ちが水利権とは関係がなさそうなことは歴史的経緯からも明らかであり、まず完全に一致することはないのである。

つまり以上のことから、この祭は水利権が直接には関連していないことがわかる。湖東地方の複数集落間での祭事は往々にして水利用と関連付けられて語られてきたが、このようにみてもと儀礼の形や見た目はまるで水利権の表象に見えても、事実とは全く違っているのである。近年の研究史でも明らかにされたように、当事例においても、水の論理と実際の祭とは適合していない。もちろん、水利用にも永続性はないことと同様、この祭の儀礼は成立した時期の水利関係を表現し、それが慣行化されたのかもしれないが、水利権を表した祭が見られる殆どが当地域のような川際ではなく水路の整備が必要な内陸部であることも考え合わせると、ただ単にそれらの祭が伝播された結果の伝承ではないかとも考え

られるのである。

以上のように事実と現実の儀礼を重ね合わせると様々なズレが生じる。それは歴史的経過によって様々な時代の様相が反映されているためであろう。宮座や座での作法の存在、用水権の反映に似た儀礼など、非常に各時代の地域の様相が重層化しているため、一つの構成原理では読み解くことはできないのである。

ここで、聞き書きを改めて思い返すと、確かに現地の人びとは「水ではない」と語っている。近辺では、例えば水利関係が実際とは適合しなくとも、地域を繋ぐ論理である「水」を中心とした共同体として祭を行っていた。では当地では「水」を語らず何が語られ、そしてなぜ「水」は選ばれず、代わりの「意味」が語られているのか。このような複雑な祭を人々はどのように語っているのか。ここで考えるべきが、このような湖東の歴史性ある祭でありながら、現在は内実も伝承でも水利権が見える祭でないならば、一体何が祭の意味として現地の人々に特化され、どのように現在に語られ、受け継ごうとしているのか。何らかの意識的な結合によってこの祭は行われてきたのである。この中核にあるものは現在何で、そして何が「祭の説明」として選択されるのか。「水」が表層化しない歴史ある祭はどのように考えられているのか、次章で検討していく。

### ③ 連続する祭

#### ① 「語り」という言説

現在において、ユキカキ祭に観光客と呼ぶべき観衆はおらず、地縁のあるものが見物する祭となっている。しかし、観光客はおらずとも祭礼研究者や写真家の存在が毎年何名かあることは現地の人からの聞き書きによって明らかである。筆者もその一人であり、聞き取りの中で多くの

質問を現地の人々に投げかけてきた。現在ユキカキ祭には男女多くの現地の人々が参加しており、筆者のような調査者に対して話される内容は、水利利用のこと、祭や講の成り立ちや伝承、そしてそれらより多く話される、祭には直接関係の無い仕事や趣味の話など様々なものがある。本来なら現在の郷祭を俯瞰するならその全てを掲載すべきであるが、割愛してここでは祭の意味として説明される内容、語り方を取り上げその特徴をみていく。

語りは、語り手、聞き手ともに揺れるもので非常に不安定である。例として、中戸は慶安年間までは祭を他町と共に行っており、その後争論の為に一旦外れて再び文化年間から参加している。しかし現在の語りの中では近世前期には祭に参加していた事実が全く話されることは無い。代わりに、板御幣の形や色の微妙な差異、順などにおいても末席にあることなどから、中戸は後から加わった、あるいは神部講から分裂したなどという話を聞くことができた。しかしこのように、語りを厳密にみていくと事実とは異なっていたり不十分な内容であるということはむしろ当然の結果である。祭に参加したことのある年配の方から三十代の方まで様々な話を伺ったが、その話は当然彼らの中にある「フィルター」に通されている。そして話を伺う時間や場所、状況が違えばいくらかでもインフォーマントによって組み替え可能なものである。そして四町以外の生活や経済活動、個人的観念など様々な影響がそこにある。しかし逆に言えることはそのような現在の状況が反映された資料でもある。資料としては非常に提出しにくいものではあるが、そこに現れ出る特徴こそ地域の様相を指し示したものであると考える。

#### ・歴史意識と意味

ユキカキ祭においては、「〜と聞いた」と話が締め括られるよりも「〜と思う」で終わるといふ語られ方が非常に多い。つまりこれは超世代的

ないいわゆる伝承ではなく、自己分析を加えた自身の祭の捉え方を筆者のような調査者に話されているのである。今までこの部分は特に注目されず、一話者の意見として受け止めていた。「と思う」との自己分析の部分が無視されて超世代的な「伝承」がより貴重なデータとして扱われてきたともいえよう。しかしこの語り方こそが現在の祭の中での様相の一つではないだろうか。例えば足立重和(二〇〇〇)は、祭礼への説明体系に「実践的推論」という概念を設定し、伝統文化とされる祭への言説に対する分析を試みている。<sup>(59)</sup>このように祭や儀礼の意味という、インフォーマントによる自主的な語りが、どのような意図を持ってなされているのかをできる限り以下検証する。

まず、儀礼面の弁水講での語り方の差異から語られ方の一例を見ていく。弁水講、星生講は他の講とは違い、祭の準備やシユウシを行う場所(公民館)が年によって変化するのだが、同時に祭に関わる人々も全く違ってくる。曾根で行う場合は曾根在住の講員であり、妹で行う場合は妹の隣組による手伝い組と妹在住の講員となる。同じ講でありながら、年によって全く参加しない年があるのである。その中で儀礼やその意味付けも違ってきている。曾根で行われるシユウシはトウニンが参加せず別室で酒を飲む。それはトウニンは春日の神であるから座には交わらないためと説明付けられている。一方の妹でのシユウシはトウニンは座の上座につき、シユウシの中心人物として参加している。ここではトウニンは神であるとは語られず、祭の主役であるから等説明される。この同講間での差異はどこから発生したものであろうか。

公民館で行う以前は居住地に関係なく講員全てで行っていた。その後負担の平均化のためにトウニン居住地の公民館で祭事を行うという戦後の変革により、弁水講、田楽講が年によって場所と担い手が変化するようになった。そのために一つの講の一つの祭事が居住区によって分化することとなり、場所や担い手が変わると共に儀礼もその意味付けも全く

別に分かれていったことが考えられる。それも、公民館で行うということとは共に祭を行う他の講(神部講や大神社講)のやり方にあわせることが必要と成り、変化する内容も独自性のあるものではなく除々に他の講との儀礼に添う形で変化していったのと考えられる。要するに以上のことから見えてくるのは、一つの儀礼に対し今語られる意味づけは場所や状況によっていくらかでも変換可能であるということである。また、このような意味づけには、永連続性があるとはやはりいえないということも理解できる。

また、冒頭で触れた講についての語りであるが、各所属する講によっても話が異なってきた。特に顕著であるのが星生講の位置づけである。内部ではその構成員は「本家ばかりであり、分家は入れない」とされているが、その他の講からは特にそういう訳でもなさそうだと聞く。それは、分家が入った例外があるという意味ではなく、本家分家関係ではない別の論理で構成されているのでは、と説明される。実際、星生講は新規の入講は認められず、妹、曾根の近年の分家や転居者等の入講希望者は弁水講か神部講に参加することとなっている。<sup>(60)</sup>

それらが事実かはともかくも、所属する講内外で、講や祭に対し、いろんな意味づけが語られている。このような状況は、現地の人々自身が、それぞれの講の存在意義を、おのおのの立場から見出そうとして語っていることから発生するとも考えられる。

一方、このように一つの事例に個人の数だけ様々な意味づけが行われる事態に対し、特定の儀礼の意味合いには、パターン化された語りがなされる。それは第一章でも述べた戦国期の話である。鯉江城が落城する戦を真似して、シユウシの形態は陣幕を張って戦略を練っている様子であること、三つの供物(栗、干柿、餅)は戦用の保存食であり勝利祈願の食べ物であったこと、以前は帯刀しており(第二次世界大戦時の金属供出により廃止となった)現在も袴で祭事に携わることからこれは武士

を模した祭であること、この三点が非常に強調されて語られる。その事実は今後更なる分析が必要であるが、何より考えるべきが、現地の人々にとって鯰江城の興亡の歴史の一時期は非常に身近な歴史的事実であることである。

鯰江城跡は現在も鯰江町内に残り、大正年間から発掘調査が何度も行われている。また、鯰江町の専修院には八月に「殿さんの墓参り」という日があり、その日に町民は鯰江城主の霊を偲ぶ。前述したように「いのり」という鯰江城の戦ゆかりとされる儀礼もあることから、非常に当地における鯰江城やその歴史に対する意識は高かったといえる。そのため、祭以外の話をするときにも頻繁に鯰江城や佐々木六角氏、織田信長と現地に関する内容が出てくる。そして、それぞれ「と思う」「と考えている」とインフォーマント本人の意識が反映されていることが最後に付け加えられている。四町で祭を行う意味として、鯰江姓の大神社講の存在などから「鯰江の歴史」は非常に有効なのである。語りの内容の永続性というものはまずありえないことは自明であるが、実際はどうであれ現地の人々が「意識する」歴史としてこの鯰江城関連の歴史が当てはまるのである。このように、調査者に対して語られる話には、現地をつなぐ要素として、現地のそのままの歴史というより、現地の人々が「意識する」現地の歴史の登場が顕著なのである。インフォーマント自身の歴史意識が反映された語りが、古いとされる祭のさらなる歴史的な正当性を見出しているとはいえないか。

つまり以上をまとめると、祭のある事象には様々な種類の「語り」がなされる一方で、逆に特定の事象には地域の歴史意識が込められパターン化された「語り」がなされていることがわかる。そこで語られる意味は、インフォーマント自身による様々な視点からの分析と共に、各自が持つ歴史意識が相混じった様相を呈していることがわかってくるのである。そしてそれらは、いずれも現地の人々自身によって選択された、今

みえる儀礼に説明的で分かりやすい「意味」として成立するのである。

#### ・「水」と「語り」

水利慣行の話は祭に関連付けて語られることは殆ど無い。昔の記憶としての水は語られるものの、祭が水を司るといった話は筆者が聞くことはできなかった。ただ幾つか登場したことはある。まず、明治中期生まれの祖父にこの祭は「水」がからんでいると聞いたことがあるという話を聞くことができた。「水」とは、無論水利権が絡んで分配される用水のことを抽象的に示した言葉である。一例のみではあるが、この話は宮畑が採集した伝承とも合うものであって、実際にこの祭も「水」の論理で語られていた一時代があったことを推し量ることができる。また同じ方から、祭の儀式は鯰江城の戦の模倣であるとの話も聞くことができた。これは「水」への語りが今や消滅しつつあり、その代わりに地元の「鯰江の歴史」が選択されたことを示しているのではなからうか。

このように、水に対しての語りが消滅しかけていくということは、そのきっかけにはもちろん昭和五〇年代のダムの完成による、安定した水の存在があるはずである。水利慣行はダムの完成に伴い廃止され、ここ二〇年間農業用水は安定供給されている。長きにわたって地域をつないできた「水」を語る必要性がまずなくなった。それに代わって地域が連帯感を高めることのできる「語り」として突出したのが「鯰江の歴史」であるのであろう。

これらの端的な語り方を見てくると、一つの祭事を行う共同体は一つの祭の意味を持っているというのは幻想で、実際の現地の人々は立場によって多くの意味、多くの捉え方を持っていることが分かる。その中で極端に突出する意味がパターン化されているということは、そこは共同体の強い歴史意識が表現されやすい場である為、自然と歴史意識が意味として語られるのであろう。ズレが発生すれば、補正する為の更なる別

の歴史意識に基づいた語りがなされるわけで、つまり祭の「意味」は現在において発生し、修正され続けているのである。

## ②かたちの連続

現在このような語られ方をする中で、祭の儀礼や型をどのように伝えるかということが現地の人々の中で課題となっている。古いとされる祭、いわゆる伝統ある祭をどのように実践していくかが問題となっているのである。祭日の移動もその動きの一環で、会社勤めをする講員をつとめやすくする為、また祭の参拝者を増加させる為の策であった。また、他の方法として手引書の存在がある。

各講では、大神社講以外、ユキカキ祭に関する手引き書を持っている。祭日のタイムテーブルとなったかなり詳細なものから、挨拶の手順を書いたもの、準備品を書き出したもの、秀麗な絵と共にユキカキの飾りやカキの造り方を指定したもの、口上を指定したもの、また以前の写真アルバムなど講によってその種類は多岐にわたる。講に一つという訳ではなく、幾つも作成し用途に合わせて利用する。利用するのは祭典委員長にあたる区長や副区長、トウニン、コウシ達、手伝い人や班員である。これらが作られたのは一九六〇年代以降であるケースが多い。それまでも似たものはあるが、どちらかといえばそれは「規約」「約束事」の類である。例えば弁水講は公民館で祭事を行うようになった際に作成された「規約」がある。これはユキカキ祭の準備が始まると公民館に張り出されるもので、周知徹底が目的の文書である。しかしこれとは別に、近年作成されたものは準備品や作法が事細かに書かれた内容を持ち、先の「規約」とは全く別の性格を持っている。こちらは行動を指定した「マニュアル」であり、これに沿っていけば大抵の祭事は動まるといわれる。作成された意図についても各講様々な理由があるが、人数が増えたこと、公民館で祭事を行うようになったのがやはり一つの転換期であった

ようである。例えば神部講の講員数は、昭和十（一九三五）年には二九名であったが、戦後昭和三〇（一九六五）年には六八名に膨れ上がり、今では八〇名近くとなっている。このような状況で毎年手伝いのものが変わり、また違う講のものが手伝うこととなる神部講等ではこのような手引書が必須である。転入者や養子縁組のもの、まだ若くそれまで祭に携わったことの無い者がトウニンを務めるといった場合にも対応する為である。一方、大神社講はそのような周囲の状況とは相反して手引書を持たない。その理由は、「毎年同じ者でつとめている」ためである。大神社講は五軒のみで、講員一名につき最小でも五年に二回は祭に関わることとなり、そのうちの一回はトウニンである。その中で繰り返し作業や手順は特に書き付けなくとも記憶している。そして記憶している年配の者と共に作業をする若い講員もほぼ毎年参加する中で徐々に覚えていく。そのため、手引書は全く必要がないのである。他の講は最小でトウニンだけ勤めるとしても数十年に一度であり、一代の内に一回つとめられるかどうかという講もある。その中で、記憶する上位世代が下位世代へ作業や手順を満遍なく伝えることはかなり難しい。このような状況を打開する為の潤滑油として、手引書は登場したと考えられる。

手引書をきっかけとして祭の手順や儀礼は整備され、現在でも非常に有効活用されている。トウニンとなった家にはファイルで閉じたこのような手引書が多く配布され、トウニンはそのタイムテーブルに沿って指示、行動する。手引書は毎年できる限り同じ行事を的確に行うことを目指し、祭を形骸化せず、なくさずに継承しようとする意思の現れた現在にみられる祭具（祭神への儀礼に対する用具ではなく祭を執行する上で必要不可欠な道具という意）ともいえよう。祭の伝承や語りとは違い、その儀礼のかたちは、手引書によってある程度固定化することができるのである。

以上まとめると、現在の郷祭は、多集落間で祭を行うという意味づけ

のために、消滅した「水」の関係ではなく、歴史意識を基にした戦国期  
関連の意味を語り継いでいる。一方の儀礼自体はできるだけそのままの  
かたちを勤めやすいように試行錯誤しながら、手引書によって連続させ  
ようとしているのだ。

## おわりに

以上、滋賀県東近江市の曾根、妹、中戸、鯉江の四町によるユキカキ  
祭を事例として、歴史ある郷祭の現在を取り上げ、どのように語られ、  
どのように現地の人びとによって連続しているのかという部分を考えて  
きた。

第一章では現在の祭での行事や語られ方を俯瞰した上で、この祭と近  
似した湖東地域の祭の研究成果と現地での語られ方との違いがあること  
を指摘し、第二章で祭の簡単な歴史の変遷と共に現地の水利慣行の歴史  
や事実を辿り、他の湖東地域の祭を擁する地域とは全く違う地域性があ  
ることをみてきた。祭の外郭が水利慣行を反映しているようにみえるだ  
けであったのである。祭を司るのは「水」ではないとしたインフォーマ  
ントの答えは正しく、第三章ではその代りに一つの事象に多層化された  
「語り」、逆に別の事象には地域の歴史意識が込められてパターン化され  
た「語り」がなされていることが分かった。いずれも現地の人々自身に  
よって選ばれた現状に説明的な意味であり、「自分は〜と思う」という  
言葉の締めくくりにより、自己による分析と共に各自が持つ歴史意識が  
相混じった様相を呈している。そこでは以前はあったと考えられる「水  
への語り」が用水の安定供給によって消滅し、現地の歴史意識の核である  
「鯉江の歴史」が突出、四町が協同して祭を行う意味として語られている。  
そのような内面に対して、祭の外側である形態においてはできるだけ的  
確に次世代に伝える為手引書を作成して祭を連続させようとしているの

である。

このように、儀礼のみ俯瞰すると、ある部分は中世宮座の形態に、あ  
る部分は複数の近世の村によった用水の論理にみえる祭は多いのではな  
いだろうか。実際、他の湖東地域では水利用、村落経営などの事実と同  
調した形態をしている春祭も多い。しかしユキカキ祭のように、ただそ  
のようにみえるだけで、実際の様相とかけ離れた祭があるのも事実であ  
る。一概に湖東の春祭は水が司っているわけではない。

さらにそこに現在語られる伝承が加わり、様々な変化が元からあった  
ように儀礼に組み込まれていく。現在の郷祭は過去から現在にわたる変  
革が交じり合った非常に重層的な形態となって連続しているのである。  
儀礼の発祥となったきっかけは必ずあるとしても、それは永遠に時代を  
貫く祭の論理ではなく、時代に合わせた変遷の結果が今見えるものなの  
であろう。そのため、変遷の中伝承もぶれていきその時代に必要で的確  
な祭の「意味」が何度も組み変わって、現地の人々に選択されていくの  
である。

今後、さらなる進化を遂げていく歴史ある祭の現在の姿を捉えること  
は、今後の祭祀研究のためにも必要であり、現在の祭の姿が決して長き  
歴史を経た残滓ではないことへの証明ともなりうる。ユキカキ祭につい  
ては、歴史的变化や成立期の結合の意味を探るためにも、文書調査等を  
含めて以後も検討が必要である。これで分析は終わりではなくきっかけ  
となりうるよう、さらに調査研究を進めていく所存である。

## 註

- (1) 後述する事になる宮畑巳年生(一九六六)「鈴鹿山地とその周縁地域」「妹の春  
日祭」。
- (2) 肥後和男(一九三八)は「近江に於ける宮座の研究」『東京文理科大学紀要』  
にもこの祭祀組織が取り上げ宮座とする(六八頁)。また、宮畑も宮座として紹  
介し中世末期の文書があることを示し祭の起源の古さを指摘している。

- (3) 「郷」は民俗語彙として使用される場合もある。当地域でも周辺地域を示して「コウ」という言い方をする。
- (4) 萩原、原田の他、大橋力・河合徳枝（一九八二）「近江八幡十三郷の伝統的環境制御メカニズム―祭による水系とムラのシステム化（1）―」『社会人類学年報』八号などがある。
- (5) 橋本章（一九九二）「灌漑水利関係による多集落間祭祀の擬似性―滋賀県愛東町上岸本及び同郡湖東町中岸本の事例から―」『京都市民俗』第十七号。
- (6) 和田光生（一九九六）「井堰灌漑地域の水分神祭祀に関する覚書―愛知川上流大滝神社の事例を中心として―」『近江地方史研究』二十八号。
- (7) 米田實（一九九八）『近江八幡の火祭り行事』一七二頁四行目。
- (8) 橋本（一九九九）は前掲論文「おわりに」において「たとえは擬似的であつても水利関係を基本理念として受け継がれてきた祭祀儀礼が、その根本となる水利の関係を完全に失つてしまった時、それでも祭祀は継承され継承され続けるのか、はたまた時代の変節点で再び編成され直すのであろうか。」（三二頁）と今後の課題を提出している。
- (9) 歴史性があると目する主体は、研究者だけではなく現地の人びとにもあてはめることができる。研究者は経験や見聞に基づき祭や組織の起源を判断するであろうし、現地の人びともいわゆる先代から伝え聞いている「伝承」の客観的分析はもとより、既に所持している関係資料に書かれた年代から起源を推察している場合が非常に多い。
- (10) 米田實（一九九八）前掲書（註8）二七二頁四―六行目。
- (11) 二〇〇三年度の調査による。
- (12) 現鯉江は近世期の文書では森村と表記されている場合がある。
- (13) 「滋賀縣物産誌」「滋賀県市町村沿革史」第五巻 四九四―四九八頁。妹村に五名の士族の他、全て平民とされている。
- (14) 滋賀県文化財保護課編（一九九五）『滋賀県の祭祀行事』二二頁。
- (15) 神部講でこのような籤引きでの当選方法が始まったのは講員数の増加した昭和三十（一九五五）年である。それまでは他講同様帳面順番でトウニンを決めていた。講員数が増加したきっかけは公民館で祭事をつめとめる事により、それまで参加しなかった家々が入講することとなった為と考えられる。また、戦後の田楽講からの移転者も増加の原因であったのであろう。
- (16) 中には簡略化のため、このコウシの役目を以下記述する祭の手伝いの者にさせる講もある。
- (17) オハケに関しては福原敏男（二〇〇三）『神仏の表象と儀礼』第二章 オハケの源流に詳しい。
- (18) 草創年代不明。寺門は鯉江城の馬の入口のための門であったと伝えられている。
- (19) 中川前掲書（註13）第四卷七二頁。社伝によるとする。筆者は残念ながらこの社伝を拝見していない。
- (20) 祭神は「滋賀県神社誌」三九二頁より。天神社は曾根にあった天神社、若宮八幡宮は鯉江にあった八幡神社をそれぞれ明治四十五年、明治四十三年合祀したものである。早尾神社は日吉大社の中七社からの勧請と考えられる。勧請時期はいずれも不明。
- (21) 二条内経長者宣「殺害犯科人交名」「春日大社文書」第一卷 文書群番号二四七。
- (22) 近世において村で祭祀を行うのは免許を持った人物が必要であるが、そのような文書資料が残っていない為、可能性としては近辺の寺僧が祭に関わっていたことが考えられる。
- (23) 中川前掲書（註13）第四卷七五―七八頁掲載。
- (24) 「興福寺人夫召注文」「内閣本大乘院文書御参宮雑々」『鎌倉遺文』第十三卷 九三七―番 五頁。
- (25) 「興福寺三綱補任」「統群書類従」卷第百一 七三七頁、『春日大社文書』（前掲文書註33）。
- (26) 「蠶簡集残編」中川前掲書（註13）第二卷二四―三五頁掲載。
- (27) 「信長記」卷第六「浅井父子生害事」による。
- (28) 元禄八年「大洞弁天奇進帳」によると曾根男四・女二四〇・寺社方男一、妹男四八・女四二・寺社方男三十（藩領のみの数字）、中戸男一〇・女七九・寺社方男一、森男二九・女三〇・寺社方男二（以上『平凡社地名辞典 滋賀』より）。
- (29) 中川 前掲書（註13）第四卷 七五頁に掲載（註34）。
- (30) 中川 前掲書（註13）第二卷 二九頁掲載。
- (31) 弁水講共有文書にも同年の文書が残されているが、下部が欠損しており全ての解説は難しい。しかし内容は「中戸村（一）新へい二而祭礼御わたり」とある通り中戸村の参加による再編成の記録が書かれていると考えられる。
- (32) 小倉忠太夫は安永八年の神社再建の施主であり、当時の春日社において中心的人物であったことが考えられる。彼は本名を鯉江とし、彦根藩に仕える江戸詰であった宇津木家七、八、九代目（文化八年当時九代目主馬之助、中老役）の留守家内に奉公していた人物と見られる。当地に居住しなくとも講員として参加していたことから講の構成要因が現在とは全く違っていたことが分かる。彼の位置やこの事件の詳細、祭の構造的変化は非常に長くなる為改めて別稿にて分析していく。
- (33) 近世期の春日神社祭祀の様相については、『愛東町史 資料編』（平成二十年三月）に詳細な分析による論考が掲載されているので、参考にされたい。
- (34) 「淡海木間撰」第二文冊（近江史料シリーズ6）より 滋賀県立図書館蔵。
- (35) 宮畑巳年生（一九六六）『鈴鹿山地とその周縁地域 歴史文化学術調査報告書』「民

- 俗 七、妹の春日祭」一五六、二五七頁。
- (36) 『愛知川事業誌』(一九八四) 近畿農政局愛知川農業水利事業誌編集委員会 四頁より。
- (37) 萩原 前掲論文(註1)による。
- (38) 宮畑 前掲論文(註14) 一〇二頁による。
- (39) 鯉江町で行う行事。月に「お家鎮講」という行事があり、そこで使用した弓矢を取って置き、三月二日に城の天守閣があつたとされる場所において愛知川対岸のA家にむけて「Aめ」と言いながらトウニンが矢を放つ。いわれとしてはA家の家臣が鯉江城落城の手引きをしたためだといわれる。籠城していた佐々木義治の霊を静め村中の平穏を祈るといふ。三〇〇年近く続く祭だとされている。
- (40) 宮畑 前掲論文(註14) 参照。
- (41) 中野栄夫(一九七五)「近江国愛知荘故地における開発と灌漑」による。また愛知井との接続部分である新郷井は宝暦二年開削との聞き取り結果がある(中野前掲論文四七頁)。
- (42) 『続群書類従』前掲文書(註36) 参照。
- (43) 『春日大社文書』前掲文書(註32) 参照。
- (44) 『愚管記』応安五年五月十九日条(『史料体系』第三卷愚管記三 二五四頁)
- (45) 中野 前掲論文(註44) 五二頁。
- (46) 喜多村俊夫 『日本灌漑水利慣行の史的的研究』三八四頁参照。
- (47) その賃金はそれぞれの区費から出されている。
- (48) 例えば、すぐ下流の愛知井は十五集落、対岸の駒井は八集落を灌漑する(滋賀県内務部『農業水利及土地計画書』(一九三三)(以下『計画書』)「用水路覧表」より)。
- (49) 『愛知川水利史』一九九三 七五、七六頁。
- (50) 『滋賀縣物産誌』前掲箇所(註22) 参照。
- (51) 小林健太郎「第六章 愛知川扇状地北半部の地形と農業水利」『近江地域研究』平成十年 二九頁。
- (52) 以下の記述は『計画書』(註55) 六七〇～六七六頁からの分析になる。
- (53) 『計画書』(註55) 曾根 畑の項 六七三頁四行目。
- (54) 『明治の古地図愛東町』(二〇〇三) 愛東町教育委員会 一頁より。
- (55) 『日本の国土総合開発計画』国土計画協会編 一三三頁。
- (56) 『愛知川水利史』前掲書(註56) 二〇三頁。
- (57) 園の郷溜にはまた別の祭(白酒祭)があり、曾根は以前そこにも参加していたという話も聞くことができる。
- (58) 宮畑 前掲論文(註14) 参照。ここで宮畑は、宮入りの順番を弁水講と神部講の順番を逆に記述しているが、当時、二講の順番が前後していたという記録も話も現地では見聞きすることはできなかったため、現在のところ記述違いと考えられる。

- (59) 足立重和(二〇〇〇)「伝統文化の説明——郡上おどりの保存をめぐる」『歴史的環境の社会学』より。『実践的推論』とは「ものごとを(今こゝに)において理解可能・報告可能にする人々(素人であれ専門家であれ)の説明のしかた・実践のことである」(足立 前掲論文 二五二頁一九二〇行目、引用部分の各括弧書は足立による)。
- (60) 現在本家分家関係は現在錯綜しており分析は難しいが、祭の歴史の変遷の詳細な解明の為に今後も調査していく。
- (61) 二回とはトウニンとコウシにあたる年。大神社講でのコウシは翌年度のトウニンの名のみである。
- (62) トウニン自身のものだけでは無く、トウニンの妻へ向けたサンシユの作り方を指定したのもある。

参考文献

- 足立重和 二〇〇〇「伝統文化の説明——郡上おどりの保存をめぐる」『歴史的環境の社会学』 新曜社
- 大橋力・河合徳枝(一九八二)「近江八幡十三郷の伝統的環境制御メカニズム——祭による水系とムラのシステム化(1)」『社会人類学年報』八号 東京都立大学社会人類学会
- 喜多村俊夫 (一九五〇)『日本灌漑水利慣行の史的的研究 総論編』岩波書店
- 小林健太郎(一九九八)「第六章 愛知川扇状地北半部の地形と農業水利」『近江地域研究』ナカニシヤ出版
- 中野栄夫(一九七五)「近江国愛知荘故地における開発と灌漑」
- 萩原龍夫(一九六二)「典型的な宮座」『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館
- 橋本章(一九九九)「灌漑水利関係による多集落間祭祀の擬似性——滋賀県愛東町上岸本及び同郡湖東町中岸本の事例から——」『京都民俗』第十七号 京都民俗学談話会
- 原田敏明(一九七六)「変形的な座」『村祭と座』中央公論社
- 肥後和男(一九三八)「近江に於ける宮座の研究」『東京文理科大学紀要』東京文理大学
- 福原敏男(二〇〇三)「神仏の表象と儀礼 オハケと強飯式」『歴博ブックレット』二十三 財団法人歴史民俗博物館振興会
- 政岡伸洋(一九九二)「近江湖東における神社祭祀の地域的展開——滋賀県神崎郡の建部祭の場合——」『鷹陵史学』第十八号 佛教大学
- 宮畑巳年生(一九六六)『鈴鹿山地とその周縁地域』「妹の春日祭」 滋賀県 三重県(一九八八)『近江の祭と民俗』ナカニシヤ出版

- 和田光生（一九九六）『井堰灌漑地域の水分神祭祀に関する覚書』愛知川上流大滝神社の事例を中心として』『近江地方史研究』二十八号 近江地方史研究会
- ・地域の資料・報告書・小冊子・広報
- 愛東町広報誌「AITO」二〇〇二 五月版
- 『愛東町の民俗』第四章年中行事 第二節春・夏の行事（一九九五 中京大学民俗学研究会編 中京大学民俗研究会）
- 『愛知川事業誌』（一九八四）近畿農政局愛知川農業水利事業誌編集委員会
- 『愛知川水利史』（一九九三）愛知川沿岸土地改良区
- 『近江愛智郡志』（一九二九）中川泉三編 愛知郡教育会…一九七二年名著出版より復刻
- 『近江八幡の火祭り行事』（一九九八）近江八幡市教育委員会
- 『滋賀県神社誌』（一九八七）滋賀県神社庁編 滋賀県神社誌編集委員会
- 『滋賀縣物産誌』『滋賀県市町村沿革史』第五卷（一九六二）滋賀県市町村沿革史編集委員会編 第二法規
- 『滋賀県年中行事』『角川日本地名大辞典 滋賀』（一九七八）橋本鉄夫編（滋賀県年中行事のみ）角川書店
- 『滋賀県の祭礼行事 滋賀県祭礼行事実態調査報告書』（一九九五）滋賀県文化財保護課編 滋賀県教育委員会
- 『テレコムプラザ』（二〇〇〇年三月）財団法人日本電信電話ユーザ協会
- 『農業水利及土地計画書』第二輯（一九二二）滋賀県内務部
- 『明治の古地図愛東町』（二〇〇三）愛東町教育委員会
- 大神社講共有文書（曾根所蔵）、弁水講共有文書（曾根・妹所蔵）、神部講共有文書（妹所蔵）
- ・刊行史料文献
- 『愛東町史』資料編（二〇〇八）東近江市
- 『鎌倉遺文』第十三卷（一九八七）竹内理三編 東京堂出版
- 『興福寺三綱補任』『続群書類従』巻第百二 第四輯下（一九二七）埴保己一編 続群書類従完成会
- 『春日大社文書』第巻（一九八二）永島福太郎編 吉川弘文館
- 『信長記』巻第六（一九七五）岡山大学池田家文庫等刊行会編 福部書店
- 『愚管記 三』『続史料体系』第三巻（一九七八）竹内理三編 臨川書店

【追記】

最後になるが、本報告の調査では、曾根・妹・中戸・鯉江を中心とした旧愛東町（市町村合併により二〇〇五年東近江市となる）の多くの方々の協力を得ることができ、数限りない示唆を頂戴した。また、旧愛東町教育委員会愛東町史編さん室、現東近江

市教育委員会東近江市史編さん室の方々には現地調査段階から文書の収集、論文の作成過程に至るまで様々な場面で大変お世話になった。貴重な文書の使用や閲覧を快諾してくださった各講の皆様にも大変感謝している。末筆ながらここに、多大なる謝意を表したい。

（近江八幡市史編纂専門事務員、国立歴史民俗博物館共同研究協力者）  
（二〇〇九年二〇月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了）

【資料】

文書① 弁水講共有文書

天文廿四<sup>乙未</sup>年二月六日

合辨すい人数書

一番	中衛門	二番	平内	三番	太郎衛門
四番					
五番	西兵衛	六番	孫四郎	七番	介太郎
八番					
九番	クボ衛門太郎	十番	彌太郎手代	十一番	辻兵衛小
左門	十二番 介二郎				
十三番	一衛門方	十四番	クボ衛門	十五番	道全禰
	十六番 彌二郎				
十七番	とら石 <sup>十</sup> 辻太郎五郎	十八番	イド小太郎	十九番	手代衛門太
郎	廿番 辻兵衛介五郎				
廿一番	クボ介五郎	廿二番	キト又小太郎	廿三番	介ノさる
	廿四番 孫三郎				
廿五番	三郎太郎	廿六番	鳥太郎五郎	廿七番	與太郎
	廿八番 彌々衛門太郎				
廿九番	辻兵衛	卅番	藤内ノ五郎三郎	卅一番	又鳥太郎
五郎	卅二番 菊千代				
卅三番	小きつ	卅四番	市ノ與三郎	卅五番	まあ助二
郎					
永禄十二 <sup>己未</sup> 年正月廿七日ニ彌五郎宿					
一番	太郎三郎 二番	平内ノ彌五郎	三番	クホノきつほうし	
四番	小なへ三郎五郎				
五番	クホノ彦五郎	六番	妹村ノ衛門二郎	七番	蘭村の辻こま
千代衛門二郎					

八番 こま五郎三郎 九番 キノノかくさう 十番 藤内なへ

十一番 妹村道全小ざる

十二番 蘭村ノ與太郎 十三番 同平内 十四番 たつ孫太郎

十五番 妹村ノ介衛門

十六番 蘭村ノとら 十七番 同孫四郎はつ 十八番 同介二郎せん

ま 十九番 同玉千代

廿番 同二郎太郎 廿一番 同孫四郎

天正六年正月二十日宿孫四郎

此年ヨリ初而申合に仍七さいよりはじまり申候

廿二番 天正七己卯年 妹村ノ助左衛門 廿三番 天正八年庚辰年

とう人なし

廿四番 平内ノ牛不志助兵へをやノ渡り

(以下後略)

(執筆者注・順番は横一列に書かれていたが、ここでは段組状に書いた。)

文書② 大神社講共有文書

乍恐以書付奉申上候

愛知郡妹村

曾根村

森村

一 鯰江郷春日大明神祭礼二付、中戸村之儀別段ニ相成申候訳合、乍恐左

ニ奉申上候、

一 寛永年中迄者、神事四ヶ村一緒ニ相勤罷在候所、同十七年春日明神境

内中戸村より法外之押領被申、右三ヶ村与及争論、其御吟味之上、

中戸村非分ニ相成、已来祭礼規式之義相除キ申候様被仰付候趣、其後

慶安五年神祭之節、中戸村長兵衛与申者、神事之席へ罷出、不法之義

仕候ニ付、出入ニ相成、其節之御奉行所山下市左衛門様、大窪弥五右衛門様、菅沼郷左衛門様誤裁許被成下置、又々中戸村非分ノ被仰付、誤之書付御取被下置写、奉入御覽候、

一古来より右神事式礼之儀、諸事執行五講御座候内、大神社講与申一講之人數、御当地宇津木弥平太様御内小倉忠太夫殿、七拾人御組鯉江犀右衛門様并曾根村二三人ノ五人、其外三ヶ村二而四組、都合五組御座候、然処、寛政三亥年、右小倉忠太夫殿当番ニ相当リ、先格之通、曾根村空兵衛方より規式相勤可被申候所、新規ニ中戸村吉左衛門方より相涉リ被申候ニ付、彼是申分シ出来仕、御検見御奉行様御裁許被成下置、向後講外より相勤申間鋪段、右小倉忠太夫殿より書付御取被下置、則御裏御印被成下置、頂戴仕罷在候故、右御印書奉入御覽候、右御定被成下置候通、是迄神事規式相勤来リ候ニ付、乍恐以書付奉申上候、此段御憐憫を以御勘考被成下置候ハ、難有忝可奉存候、以上

文化八年

未二月

妹村

庄屋 情吉 (印)

横目 喜兵衛 (印)

曾根村

庄屋 猪八 (印)

横目 源兵衛 (印)

森村

庄屋 弥右衛門 (印)

横目 九兵衛 (印)

御代官所様

小倉文右衛門殿  
鯉江角兵衛殿

指上申手形之事

一当春、鯉江之郷春日明神之御前ニ而、座敷之義ニ付、不屈之段被為聞召被仰付候旨、畏奉存候、已来名主之座へ出仕仕間敷与被仰付段相背、致出仕、小倉文右衛門殿其外名主へたいし、慮外悪事仕出シ候ハ、いか様ニも曲事ニ可被仰付候、為後日仍如件  
慶安五年壬辰七月七日

中戸村

長兵衛 (印)

同

角兵衛 (印)

同

伝左衛門 (印)

西村加右衛門殿

香取徳左衛門殿

右者、岡本織部殿御知行所鯉之郷中戸村長兵衛与申者、春日明神之祭名主座へ出仕いたし、名主ニたいし慮外仕ニ付テ、後日ニ如此之不屈仕間敷之旨、織部殿より長兵衛ニ堅ク手形仰付候、本手形者、御内与西村加右衛門、香取徳左衛門所ニ預リ置候間、写状奥書ニいたし進之候、為後日相違不可有之者也、  
慶安五年壬辰七月七日

慶安五年壬辰七月七日

山下市左衛門 (印)

大窪弥五左衛門 (印)

菅沼郷左衛門 (印)

文書③ 大神社講共有文書

文書④ 大神社講共有文書

乍恐以書付御願奉申上候

一私共氏神春日大明神ハ、末社共ニ五社之御神ニ御座候而、毎年祭礼之節、五社之内四社ハ森村、曾根村、妹むら三ヶ村之内ニ而、家別ニ願幣ニ御幣ヲ家内ニへ持帰り。祭礼之義式相勤申候、残ル一社ハ曾根村斗ニ而李兵衛、善左衛門、藤藏、彦根七拾人町鯉江源藏殿、宇津木弥平太様御内小倉忠太夫殿、右五人往古より講人数与申候而、毎年願番ニ御幣ヲ家内へ持帰り、古例之義式相勤申候、尤彦根よりハ遠路之義、殊ニ曾根村ニ居宅無御座候故、小倉忠太夫殿当番ニハ李兵衛宅ニ而御神事相勤置候義、古来より之仕来リニ而、一切講人数之宅より外へ御幣ヲ持行候格式無御座候、然ル所六年以前午之年、小倉忠太夫殿当番ニ付古格之通李兵衛宅ニ而御神事可被相勤筈之所、新規ニ中戸村李次与申者之居宅ヲ借り被成候而、御幣ヲ持行被申候ニ付、古格ニ相違仕候段、氏子中彼是申候ニ付、驚入、早速李兵衛中戸村へ罷越、小倉忠太夫殿へ相對仕候所、一言之無子細、右之御幣ヲ戻シ被申候ニ付、請取帰り、氏神之拝殿ニ而、古例之義式相勤申候、然ル所、又々今年小倉忠太夫殿勤番ニ相当リ申候所、如何様之存心ニ御座候哉、中戸村ニ而忠太夫殿所持之明屋敷ニ新規ニ飯屋ヲ拵、御幣ヲ持行可申段被申聞候ニ付、三ヶ村一統不得心ニ而当日ニ祭礼之御神事も相勤不申、爾今延引ニ相成御座候、右体ニ古格ヲ相背、新規之義ヲ企被申而ハ、何分私共并三ヶ村共難相濟、難義至極ニ奉存候、尤其後村役人共段々双方へ及挨拶、猶又御代官所ニ而も、色々御苦勞ニ被成下置、御取暖被下置候へ共、幾重ニも内濟難相調御座候ニ付、不得止事恐多御願申上候、何卒御慈悲を以御吟味被成下置、万事先規より仕来リ之通ニ被仰付被下置候様奉願上候、

右李兵衛、藤藏、善左衛門御願奉申上候通、少も相違無御座候、万事古格ニ相違仕候而ハ、又々氏子中ニ而色々之申分出来仕可申旨、乍恐奉存

候ニ付、何卒御慈悲を以、先格之通ニ相違不仕候様、被仰付被下置候ハ、後々迄違論も無之、万端無難ニ御神事相勤可申旨、三ヶ村共難有忝可奉存候、依之三ヶ村役人共加判仕御願奉申上候、以上

寛政三年

亥二月

愛知郡曾根村

願人 李兵衛

同 藤藏

同 善左衛門

庄屋 金四郎

横目 六左衛門

同郡妹村

源藏

市右衛門

同郡森村

清八

次兵衛

文書⑤ 大神社講共有文書

一鯉江郷春日大明神祭礼規式之義者、古来より宇津木主馬之助様御内小倉忠太夫殿七拾人御組鯉江犀右衛門殿并曾根村二三人ニ而志講、其外妹村・曾根村・森村三ヶ村ニ四講、都合五講ニ而御勤被成候処、此度御上様中戸村之義者同郷ニ候得者、神事式礼無之候間、和談之上四ヶ村共同様ニ相涉可申候段被 仰出、郷中不殘奉畏候、然上者、向後相改、当村ニ志講新夕ニ相加リ六講ニ相成、祭礼無故障相勤可申候、則御幣并神酒座列之儀者、繼紙絵図面ニ相記有之候、右之通、四ヶ村納得之上相究、別而御裏御印頂戴仕候上者、永ク郷中一統無覆藏、神祭執行可仕候、為後日為取替証文、仍而如件、

文化八年

辛未二月

中戸村

庄屋 太三郎 (印)

横目 善兵衛 (印)

組頭 善六 (印)

高野村世話方

庄屋 佐左衛門 (印)

奥村世話方

庄屋 忠右衛門 (印)

妹村

曾根村

森村

御役人衆中

文書⑥ 曾根大神社講共有文書

定

一 氏神祭礼年番之節、自分所持之屋敷地之内仮屋致し、神事相勤可申候、尤差支等有之、屋敷地江参渡り不申候節者、先規之通、曾根村李兵衛方江相頼、為相勤可申事

但し自分一軒より外、入講為致申間敷事、

一 御幣、御供物并渡り子、御神酒錫、幕、薄縁等迄、講中之外江者手伝等為致申間敷事

但外之者、御神酒頂戴致さセ申間敷事

一 仮屋建候儀者、講中之者世話可致候

尤手伝等有之候而茂不苦事

一年番之節神事一式李兵衛江何角相頼、名代為致可申候事、

一 御鏡斗者、李兵衛方ニ而相拵可申候、并御供何角仕拵者、於仮屋ニ、講中寄合拵可致事、

一 入講之儀、講中之者より外為致申間敷事、

右之外、講中先規より仕来り候通致可申事、

右之通ニ相違無御座候、為後日定書上置申候、以上

寛政三辛亥二月

宇津木弥平太内

小倉忠太夫 (印)

御檢見方御奉行中様

文書⑦ 大神社講共有文書

明治十一年寅三月十九日

一 三百四拾九番 鯰江茂七

当番

右当年之義ハ、外四社明神祭日午前第八時ニ相渡り候定規之処、就中大神社講之義ハ高位ニシテ、数年祭日午前第十二時相渡り定規ニ御座<sup>(候脱力)</sup>処、今般御一新之折柄ヲ以、外四社之明神ニ勿論大神社講も今般相改、四ヶ村一統協議之上熟談致シ、今年ヨリ祭日午前第十時、神々一統打揃相渡り候様、本年三月十八日妹村於テ取極之処、壹番渡り大神社講、貳番渡り辨水、三番渡り神平、四番渡り星性、番渡り傳学、六番渡り新幣、右之通り順次ヲ以、祭礼一統ニ相渡り候様取定相成候、尤祝詞并ニ祝詞場之義者従前之通り、然ル時此義ニ付後ニ至リ苦情被申掛候難斗ニヨリ、其節右之次第ヲ以テ掛合可被成候、此段書置仕候、尚又本年より四ヶ村一統祭典式出来仕候ニ付、左ノ図面之通り座席相定り候間此義も御承知可被成候様頼置候也、

書記人鯉江専之輔 (花押)

明治十一年三月十九日

大神社講中

文書⑧ 弁水講共有文書

辨水講祭礼改正規約

第壹条 祭礼ハ従前七日間之処、自今三日間ニ改正ノコト

第貳条 棚架、御供搗ハ家内及ビ重ナル親類ノミニテ、奉迎ノ前日

ニ於テナスベキコト

第参条 第一日即チ奉迎ノ当日ハ、講中一同必ス奉迎シ、当屋ニ於

テハ、一同ニ神酒ノミヲ呈スルコト、但シ酒ニ献肴ハ三種、

豆腐汁、外ニ鉢肴一種ニ限ルコト

第四条 第二日物盛ハ、講中一同午前八時当屋へ集リ、正式ノ神事

ヲ終リ、祝式ハ酒二献、肴ハ三種、豆腐汁ニ限ルコト

第五条 第三日即チ奉迎ノ当日ハ、午前八時講中一同当屋ニ集リ、

神酒ヲ戴キ、謹テ奉迎シ、境内祝式ニハ酒二献、肴ハ従前

通りナルコト

第六条 幕函渡シノ祝酒及後縁ノ庭掃祝等ハ一切廃止ノコト

第七条 米一升、金拾銭ヲ当屋へ醸出スルハ従前ノ通りナル事

右改正之条々、講中一同永世恪守スル為、左ニ記名調印ス

明治三十七年二月廿八日

正治郎

横田籐九郎 (印)

鼎治郎

横田 耕 (印)

横田喜蔵 (印)

(以下略・他三十一家、五十一人分列挙)

文書⑨ 弁水講共有文書

昭和十八年二月十五日

改正祭礼当人仕様

二十五日

一、家内中ニテ垣結、

二十六日

一、午前八時神社ニ集合、奉迎物盛ヲナスコト、但シ組合講に限り、

他字ノ者代表者出席ノコト、当日祝司ノ肴ハ三種豆腐汁ノ程度ト

ナスコト、

酒ハ一人一合迄トナシ、笠椀ニテ三献ニ止ム

一、二十七日

正午集合、参拜挙式当日ノ神子廃止ノコト、式後ノ祝司ノ肴ハ従

来ノ通り酒ハ一人一合ニテ、笠椀三紺ニ止ム

昭和廿二年三月廿七日改正

一、廿六日

三種豆腐汁ノ外ニ、柿生酢一点ヲ附スルコト

文書⑩ 弁水講共有文書「黒谷溜由来記」

文政五年年夏、凡七十日斗日照ニ而、鯉江郷上之段こと

同未年五月上旬より七月中旬迄大日でありニ付、夫より川北青山井、鯉江

井、愛知井十番共ニ一統ニ難渋仕、夫ニ付、右村々、高井切ニ壺人も不

残、六月十一日卯時ニ川原へ出候人数凡壺万三千斗、高井ノ石垣ハ高サ

壺丈八尺二而、はバ五間、長サ式百間、悉台無ニ萌、其音天地も萌ル如

百治郎

横田佐吉 (印)

文一

なり、前代未聞事なり、依之小倉村字黒谷と申処ニ而新溜御頼イ、早速頼成じゆう仕、同申閏八月三日より、御普請初り、御代官青山与五右衛門様、石原善十郎様、元メ衆佐藤要太殿、加藤新平殿、羽田平八殿、小川文次殿、坂野勇藏殿、都合七人溜場所ニ而御立被下、毎日人足千人斗御遣イ被成候、大望之事ニ御座候

## Present Situation of the *Go* Festival

KOZAWA Kimiko

Yukikaki Festival of Kasuga Shrine in Imoto-cho, Higashiomi City, Shiga Prefecture is thought to be closely connected to the practice of water rights because of its rituals, and its history as the so-called festival of *miyaza* organized by four towns that were one manor in the Middle Ages also attracts attention. Many researchers have claimed that the “*Go* festival” in the Omi Koto area is derived from “*yugo*” which is a bond based on water rights. However, they have not mentioned the present situation of the festival in the region where the water rights relationship disappeared after land readjustment.

This article investigates whether the water rights were actually matched with the rituals in the festival, and what kind of bond is in the festival after losing the framework of water due to the development of irrigation facilities. As a result of the investigation, it was found that this festival was not matched with the actual water rights, and even the narrative discourse of “water” has disappeared in the present. However, instead of the festival, the history of this region in the Middle Ages has attracted attention, and various changes have been kept incorporated in the rituals. While the present *go* festival has been continued and transformed in a multilayered form where the changes from the past to the present are mixed, the narrative tradition has also frequently changed its “meaning” to be necessary and precise at the time.

Key words: *Go* festival, *miyaza*, water rights, narrative discourse, tradition, History consciousness